2015年1月1日発行(毎月1回1日発行) 第15巻第1号(通巻477号) 昭和51年3月17日第三種郵便物認可 ISSN 1341-9498



〈特集〉

公益通報者保護法の課題と 通報制度におけるノウハウ

〈インタビュー〉

漫画家・エッセイスト 柴門ふみさん





LÌBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2015年1月号

新年のご挨拶

02 さらに魅力と活力ある東弁に一ラストスパートの時期を迎えて一 会長 髙中正彦

特 集

04 公益通報者保護法の課題と 通報制度におけるノウハウ

1法律の概説と立法課題白木孝二郎2内部通報制度の現状と問題点大田 尚一3通報者相談のノウハウ中野 真4通報窓口のノウハウ樋口 千鶴5韓国の公益通報制度津幡智恵子

インタビュー

28 漫画家・エッセイスト 柴門ふみさん

クローズアップ

34 2014年 IBA東京大会ランチレセプション報告 井上乾介・川勝明子

ニュース&トピックス

- 36 ・ 広報委員会市民交流部会の活動報告 中央大学法科大学院の見学会に参加して
 - 第29回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

連載

- 38 平成26年度(2014年度)臨時総会報告
- 39 常議員会報告(2014年度 第8回)
- 40 常議員会議長席から
 - 議長席に座って 塚越豊
 - 質問のすゝめ一初めて常議員になられた方へ 芹澤眞澄
- 42 東京弁護士会市民会議:第34回 ロースクールの現状と今後の課題
- 44 近時の労働判例第25回 東京高裁平成26年2月27日判決(レガシィほか1社事件:労働判例1086号5頁)藤井 希
- 46 東弁往来:第37回 栗原ひまわり基金法律事務所 三森祐二郎
- 48 今,憲法問題を語る 第43回 表現の自由についての一局面―北星学園脅迫事件― 菅 芳郎
- 49 66期リレーエッセイ: 1年間を振り返って 磯 雄太郎
- 50 わたしの修習時代:弁護士生活の礎 64期 髙津陽介
- 51 お薦めの一冊: 『Q&Aインターネットの法的論点と実務対応 第2版』 高橋輝美
- 52 コーヒーブレイク〜拡大版〜 日弁連野球決勝大会 東京ローヤーズが2連覇達成!! 安田伸一
- 54 東弁·二弁合同図書館 新着図書案内
- 56 会長声明
- 66 インフォメーション

新年のご挨拶

さらに魅力と活力ある東弁に ーラストスパートの時期を迎えて一





明けましておめでとうございます。会員の皆さま には、健やかに新春をお迎えになられたことと 存じます。

昨年は、ソチ冬季五輪における男子フィギュアスケートの金メダル、ノーベル賞受賞者3名の誕生等の明るいニュースがあった一方で、広島豪雨・御嶽山噴火等の自然災害の多発、STAP細胞騒動等の暗いニュースもかなりあった1年でした。本年が会員の皆さまにとって希望に満ちた幸せな1年となりますようお祈りしたいと思います。

さて、私は、昨年4月に東京弁護士会会長に 就任するにあたり「魅力と活力ある東弁に」を キャッチフレーズに掲げ、9か月にわたりさまざま な改革に取り組んで参りましたが、残る任期も 3か月を切り、ラストスパートをかける時期となりました。私が改革の柱としたのは、若手会員の支援、活動領域の拡大でしたが、前者については「若手会員総合支援センター」を、後者については「活動領域拡大推進本部」をそれぞれ発足させました。本年は、いっそうの発展を図りたいと考えています。また、相談数が激減している法律相談の再生にもメスを入れ、昨年11月の臨時総会では「法律相談事業に関する基本方針」を承認いただきました。これから新組織のもとに相談センターの統廃合を含む法律相談事業再生策が実行されます。ほかにも、会費に関する諸問題を総合的に検討する「会費問題検討ワーキンググループ」を設置し、会費減免の

改革,納付猶予制度の導入等の提言がなされました。これらは本年3月の臨時総会で審議いただく予定です。また,外部の有識者4名で構成された「東京弁護士会マネジメント会議」からは,斬新な事務部門マネジメントの改革案が近々示されることになっています。すでに理事者付嘱託の増員,業務課の新設等の事務局再編を実現させていますが,さらなる改革を進めたいと考えています。

弁護士のみならず法曹界全体における最大関心事の法曹養成制度改革は、本年7月に設置期限が切れる法曹養成制度改革推進会議・同顧問会議をにらみ、本年がまさに正念場となります。司法の未来に暗雲をもたらしている若者の法曹

離れを可及的速やかに克服する改革が急務です。 法科大学院の統廃合,予備試験の改善,修習生 等に対する経済的支援,そして司法試験年間合 格者の減員の実現について,後世の批判に耐え 得る改革を実現しなければなりません。また, 弁護士自治を内部から瓦解させかねない不祥事 についても,その根絶策を引き続き実施すること が求められています。

いま,司法界は閉塞感に覆われ,出口戦略を立てにくい状況にあるといわれていますが,私は,残された期間を会員の皆さまと手を携えて「さらに魅力と活力ある東弁を」築くために頑張って参りたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



公益通報者保護法の課題と 通報制度におけるノウハウ

2006年4月に公益通報者保護法が施行されて以降、日弁連が同法の改正を提案するなど、立法課題に関する議論が多くなされている。また、通報制度の運用について悩みを抱えている企業も多く、企業の関心も高い分野である。

このような現状を踏まえて、今回は、同法や通報制度に精通されている会員から、同法の立法課題、内部通報制度の現状と問題点、通報者相談や社外通報窓口を担当する場合のノウハウ、韓国の公益通報制度についてご寄稿いただいた。特に冒頭の事例を考えながら全体を読むことによって、通報制度に携わる場面で非常に役立つものとなっている。

(木村 容子)

CONTENTS

- 1 法律の概説と立法課題
- 2 内部通報制度の現状と問題点
- 3 通報者相談のノウハウ
- 4 通報窓口のノウハウ
- 5 韓国の公益通報制度

重 例

こんな事件に出あったら、どうしますか?

大衆薬販売の規制緩和措置として、薬剤師以外でも、風邪薬などの一般用医薬品を販売できる「登録販売者制度」というものがあります。登録販売者になるには、都道府県が実施する試験に合格する必要がありますが、受験資格として、薬剤師らの管理下で1年以上、毎月80時間以上にわたって医薬品の販売に従事していた経験等が必要です。ところが、大手スーパーであるB社のC支店では、この受験資格をごまかして従業員に試験を受けさせていました。これを知ったC支店の従業員Aは、知り合いのX弁護士に相談しました。B社には社内通報窓口があって、Q弁護士事務所が通報受付の窓口となっており、弁護士2年目のY弁護士が通報処理を担当していました。

法律の概説と立法課題



公益通報者保護特別委員会委員 白木 孝二郎 (63 期)

1 公益通報者保護法の概説

(1) 立法の経緯及び立法目的

1990年代後半から、数多くの著名大手企業・官公庁等による不祥事が続発した。それら不祥事の中には、国民の生命や身体に直接的な悪影響を及ぼす事件*1が多く含まれ、従業員や取引先等からの告発を契機として発覚した。このような経緯から、日本でも英国の「公益開示法」等の例にならい、告発者を保護し「国民生活の安定及び社会経済の健全な発展」に役立てることを目的とした「公益通報者保護法」が2006年4月1日から施行された。

それまで、内部告発行為は、個別の事件ごとに その正当性が判断されてきたが、同法は、内部告発 行為のうち、明らかに保護される態様を明示し、保 護の徹底を図ったものである。すなわち、正当な告 発行為の一部を「公益通報」として要件を設定した ものにすぎず、正当な告発行為の外延を定めたもの ではない。以下、冒頭の事例をみながら本法を概説 する。

(2) 本法のポイント

本法は、わずか全11条(附則を除く)からなる法律で、その内容は、内部告発者が行った告発行為について、それが「公益通報」として保護される要件を規定したパート(後述のア)、要件を充足した「公益通報者」に対する保護の内容を規定したパート(同イ)及び公益通報を受けた事業者・行政機関の対応を規定したパート(同ウ)の3つに大別できる。以下、パート毎に本法のポイントを簡潔に説明したい。

ア 「公益通報」の要件(法2条及び3条)

保護の対象となる「公益通報」とは、①「労働者」が、②「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」でなく、③「労務提供先」等について、④「通報対象事実」が「生じ、又はまさに生じようとしている旨」を、⑤「通報」することとされているが、後述のように各通報先によって保護要件が異なる。

(ア) ①「労働者」による通報であること

本法によって保護されるのは労働基準法第9条において定義される「労働者」とされ、いわゆる正規社員だけでなくアルバイト、パートタイマー等を含み、また、派遣労働者の派遣先への通報、請負人の請負先への通報も保護される。元従業員は対象となっていないので、例えば、冒頭の事例におけるA氏が、雇止めされた有期雇用の従業員である場合は、本法の保護対象にはならない。

(イ) ②通報が「不正の目的」でなされていないこと 不正な目的での通報は保護されない。不正な 目的とは、単に被通報者を害する結果を認識し ているということではなく、例えば通報を手段と して不当に金品を得る目的(図利目的)、勤務先 や他の従業員を中傷する目的(加害目的)等の 積極的な害意をいう。例えば、冒頭の事例のA 氏が、社内での処遇の不満のはけ口として不正 行為を通報したとしても、直ちに、「不正の目的」 に該当するわけではない。なお、通報者の保護を 図るという本法の趣旨から、裁判上においては 「不正の目的」があったことにつき、事業者側に

^{*1:}大手自動車メーカーによるリコール隠し(2000年6月頃),大手乳食品メーカーによる産地偽装(2002年1月頃),電力会社による検査データの改ざん等々,枚挙にいとまがない。

主張立証責任が課される*2と考えられる。

(ウ) ③「労務提供先」等に関する通報であること

「労務提供先」または「労務提供先の事業に 従事する場合におけるその役員、従業員、代理 人その他の者」が「通報対象事実」(後述)の 行為主体となっていることが、本法による保護 要件となる。「労務提供先」とは、i通報者の 雇用者(法2条1項1号)、ii通報者が派遣労 働者である場合における派遣先(法2条1項2号) 及びiii上記i又はiiの事業者と請負契約等を締結している相手方事業者(法2条1項3号)を 指す。なお、「労務提供先の事業に従事する場 合における」との限定が付されている趣旨は、 「労務提供先」の役員、従業員等の私生活上の 犯罪行為等(例えば、休日に窃盗を行ったなど) に関する通報を本法の対象から除外することに ある。

- (エ) ④「通報対象事実」を含む通報であること
- a 本法における「通報対象事実」とは, i 国民の生命, 身体, 財産その他の利益の保護にかかわる法律として本法別表に記載された法律(例えば刑法, 食品衛生法等。以下「通報対象法律」という)に違反する法令違反行為であって, ii 最終的にその実効性が刑罰によって担保されている法令違反行為の事実, という2つの要件を充足した事実となる。なお, 2014年12月2日時点において, 通報対象法律は443本*3となっている。
- b それでは、冒頭の事例のA氏がB社の不正受

験問題をどこかに通報しようと考えたとき、公益通報に該当するか。また、仮に、公益通報には該当しないとき、A氏が、例えば、不正受験の事実をマスコミに情報提供した場合に、B社はA氏の重大な服務規律違反を理由として同人を解雇することは可能か。あるいは、仮にB社がA氏を名誉毀損・信用毀損等で訴えたとしたら、A氏に損害賠償義務等は発生するのか。あるいは、B社の訴えは不当訴訟として、逆にA氏から訴えられる可能性はないのか。

登録販売者の受験資格や医薬品の販売要件は、いずれも旧薬事法に規定されており(旧薬事法36条の8等)、旧薬事法は公益通報の対象法律に規定されていることから、不正受験や無資格販売が罰則の対象となるか否かが、本法の適用を考える際のポイントとなる。

(オ) ⑤ 定められた通報先に通報すること

本法は、通報先として、i「当該労務提供先等」(法3条1号,以下これに対する通報を「内部通報」という)」ii「当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」(法3条2号,以下これに対する通報を「行政機関通報」という)iii「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」(法3条3号,以下これに対する通報を「外部通報」という)の3つを定めている。その上で、通報先毎に保護要件を規定し、表(7頁)に示すように、内部通報、行政機関

*2:國廣正他編著「コンプライアンスのための内部通報制度」50頁(日本経済新聞社)も同旨。

^{*3:} 下記消費者庁ウェブサイトにおいて、通報対象法律が一覧表として掲載されている。 http://www.caa.go.jp/planning/koueki/gaiyo/files/taishouhou_141202.pdf

表 通報先毎の保護要件

		保護要件 1【真実性:通報の必要性】	保護要件2【その他:通報の相当性】
通	内部通報 (法3条1号)	通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると <u>思料する</u> 場合	
報先	行政機関通報 (法3条2号)	通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると <u>信ずるに足りる相当な理由</u> がある場合	
	外部通報 (法 3 条 3 号)	通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合で、かつ保護要件2のいずれかを充足する場合	イ 他の通報先への通報を行うとに足り 益な取扱いを受けると信ずるに足り る相当の理由がある場合 ロ 内部通報では証拠隠滅等がなされると信ずるに足りる相当の理由がある場合 ハ 労務提供先より他の通報先への通報を行わなよう正当な理由なくく要求された場合 ニ 内部通報日から 20 日を経過しても労務提供先が通報を放置しても労務提供先が通報を放置しても労務提供生が通報を放置しても労務提供生が通報を放置しても労務提供生が通報を放置しても労務提供生が通報を放置しても労務提供生が通報を放置しても労務提供生が通報を放置しても労務提供生が通知を放置した。

通報,外部通報の順に,保護要件を加重しているが,これは,事業者の法令違反行為についてはその自浄作用による是正に期待し,事実と異なる通報が外部に対してなされることによる事業者への深刻な風評被害を避けるため,通報者に第一次的には(外部通報,行政機関への通報ではなく)内部通報を促す趣旨である。

イ 本法による通報者保護の内容

以上の要件を全て充足すると「公益通報」として本法の保護対象となり、公益通報を理由とする解雇の無効(法3条)、派遣元との派遣契約の解除無効(法4条)、及び減給、降格その他一切の事実上の不利益取扱いが禁止(法5条)される。なお、ある通報行為が、本法に定められた厳格な要件を充足しない場合であっても、当該通報者に対する解雇は、解雇権濫用法理(労働契約法16条)により保護され(法6条2項)、その他不利益処分についても個別具体的な事情に基づき、その正当性が判断される。例えば、冒頭の事例の場合、仮に、B社による不正受験問題に関し、旧薬事法による

罰則適用がなく本法による保護の対象外であった としても、それにより、A氏の通報が直ちに法的 に保護されなくなるわけではなく、一般法理に照 らして個別具体的な事情のもと、その正当性が論 じられることとなる。

ウ 公益通報を受けた事業者・行政機関の対応

内部通報を受け取った事業者は,通報事実の有無を調査し,是正措置の有無等を通報者に対し通知する努力義務がある(法9条)。

また行政機関が通報を受け取った際は、必要な調査を行い、通報対象事実の存在を認めたときは法令に基づく適当な措置をとる義務がある(法10条)。なお、通報者が、誤って処分又は勧告等を行う権限がない行政機関に対して通報を行った場合には、行政機関は適切な行政機関を通報者に教示する義務がある(法11条)。

さらに、公益通報に該当しない通報でも、公益 に関する重要な通報であれば、これを通報として 取り扱う運用となっている。

2 立法課題

(1) 本法附則第2条には、本法は「施行後5年を 目途」として「施行の状況について検討を加え」、 「その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と規定 されている。

本法の所轄官庁である消費者庁は,2013年6 月25日付「公益通報者保護制度に関する実態調査報告書」*4をとりまとめたが,各方面から調査が不十分との指摘を受け,再調査を実施中であり,その経過は同庁のウェブで公開されている。

- (2) 日弁連も積極的に本法に関する意見表明を行っているが(2011年2月18日付及び2013年11月21日付の各意見書など),本法は、制定当初から、通報の主体が労働者に制限されていること、通報対象事実が分かりにくいこと、外部通報の要件が厳しすぎること、事業者に対する規制が不十分なため通報者の保護が十分に図れない恐れがあるといった懸念が指摘されていた。
- (3) 本法の施行から既に8年以上が経過し,立法時より指摘されてきた課題,とくに内部通報者に対する事業者の報復行為が問題となっている。また,行政通報の機能不全(怠慢な調査,通報事実の漏洩)も大きな問題となっている。ここでは,紙面の関係上,それらの中から特に重要と思料される立法課題を紹介したい。

〈本法の立法課題〉

- 公益通報の社会的価値を明らかにし、本法が通報者の通報そのものを支援する目的のものであることを明記すべきである。
- 本法によって保護される主体を「労働者」に限定すべきでなく、取引先業者、退職者(退職後の通報者)及び役員も含めるべきである。なぜならば、これらの者は、不正・違法行為を知りうる立場にあり、他方で事業者から取引関係の打ち切り、退職金の不支給及び解任等々の不利益を受けるケースも、現実問題として多いからである。
- 通報対象事実に係る法令が本法別表記載の法令に限定された結果,政治資金規正法,公職選挙法及び税法等,その違反行為が国民生活に重大な影響を及ぼしかねない行為が,通報対象事実が漏れてしまっている。通報対象法令の拡充又は対象法令の限定列挙方式廃止等の対応を行うべきである。
- 自ら違法行為に関与している通報者が通報に及ん だ場合の免責ないしは責任の減免規定を設けるべき である。
- 本法に違反し通報者に不利益処分を行った事業者に対する罰則規定がない。そこで通報者保護の 実効性を担保することを目的とし、罰則規定を新 設すべきである。
- 行政通報の受理機関を一本化,専門化すべきである。
- 外部通報が保護される要件は相当程度ハードルが 高いため、結果的に外部通報を思い止まらせる大き な要因となっている。そこで、外部通報の保護要件 を緩和すべきである。

内部通報制度の現状と問題点

公益通報者保護特別委員会委員 大田 尚一(64期)

1 はじめに

消費者庁は、2013年6月、「公益通報者保護制度に関する実態調査」と題する報告書(以下「本報告書」という)を公表した*1。以下、本報告書の内容を踏まえ、企業の法務担当者としての立場から、内部通報制度の現状や問題点について考えてみる*2。

2 内部通報制度の意義

(1) 内部通報制度と公益通報者保護法

内部通報制度とは、不正を知る従業員等からの通報を受け付け、通報者の保護を図りつつ、適切な調査、是正及び再発防止を講じる事業者内の仕組みをいい、通報窓口の設置、内部規程の整備及びそれらの運用をその主たる構成要素とする*3。

公益通報者保護法は、内部通報の場合における 通報者保護要件を、外部通報の場合よりも緩和して いる。これは、同法が企業の自浄作用に期待し、企 業が自主的に内部通報制度を整備することを期待し た結果として理解することができる*4。

(2) 内部通報制度導入による企業側のメリット

およそ企業活動において、法令違反その他の不祥 事を完全に防止することは不可能である。企業は、 不祥事の発生を早期に発見し、自ら是正して、不祥 事によるダメージを最小化する仕組みを導入する必要 があり、内部通報制度は、そのための仕組みの一つ である。

企業に不祥事が発生した場合、その存在が外部から指摘されたときと、これを自ら発見・是正して公表したときとでは、企業価値毀損の程度は大きく異なる。特に、外部通報から不祥事が発覚した場合、「不祥事を隠蔽した」「自浄能力が欠けている」などの悪評が立ち、企業の信用が大きく損なわれる。本事例のB社のように、一般消費者に対して製品、サービスを提供している企業にとっては、外部通報によるブランドイメージの低下は企業業績に深刻な悪影響をもたらす。内部通報制度は、制度設営者である企業の立場から評価するならば、不祥事の通報者を内部通報へと誘導して、外部通報を防止することにより、不祥事発生による企業価値の毀損を最小限にとどめようとするものである*5。

^{*1:} http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/130625zentai_2.pdf

^{*2:} 本稿の意見にわたる部分はすべて当職の個人的見解であって、勤務先の見解を示すものではない。

^{*3:}本報告書10頁注8。なお、本稿においては、従業員が勤務先に対して不正を通報することを内部通報と表記し、従業員が自己の知る不正を社外に知らせる行為を、外部通報と表記する。

^{*4:}ただし、公益通報者保護法は、内部通報を外部通報に先行させることを要求しているものではなく、同法の要件に該当しない外部通報であっても、一般法理によって保護されることがあることには注意が必要である。

^{*5:}いわゆるリニエンシー制度の利用との関係においても、内部通報制度は有用である。リニエンシーとは、独禁法違反その他の違法行為に及んだ者が、その発覚前に自ら当該違法行為を申告することによって、先着順で一定の免責を得ることができる制度である。例えば、自社がカルテルに関与していることが発覚した場合、企業は他の関与者に先んじて当該行為を当局に申告し、免責を得ることを考えなければならない。内部通報制度が有効に機能していれば、カルテル等の事実を早期に発見する可能性が高まる。これらの点につき、香川幹雄「通報(内部告発)を受けた事業者はいかに対応すべきか」(当委員会編『失敗例に学ぶ「内部告発」』)52頁、松本和道「企業コンプライアンスの現実」ジュリスト1438(2012年3月)号20頁参照。

表1 内部通報制度の導入の有無(単一回答) /全体,従業員数別*⁷

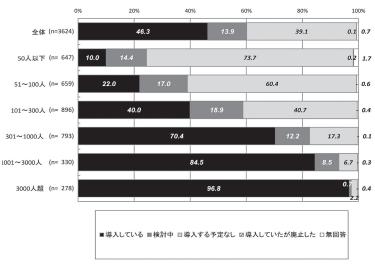
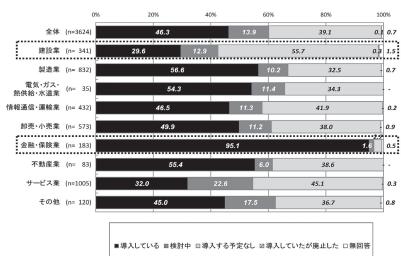


表2 内部通報制度の導入有無(単一回答) /業種別*8



3 内部通報制度の現状*6

(1) 制度の普及が不十分であること

公益通報者保護法の制定時には,内部通報制度の整備が盛んに取り上げられ,多くの企業が制度を導入した。しかし、制度導入の状況は、企業規模や業種により、かなりの違いがあり、社会全体に内部通報制度が定着したとは言い難い。

表1,表2によれば、従業員数3000人超の大企業においては95%超が内部通報制度を導入しているが、101人から300人までの企業では導入比率は40%で、50人以下に至っては1割が導入しているに過ぎない。

また、業種によってもばらつきがあり、金融業や保険業においては95.1%の企業が導入済みであるが、 他業種では50%を切るものも少なくない。

制度未導入の企業の中には、「どのような制度なのかそもそもわからない」(41.3%)とか「どのようにして導入したらいいかわからない」(30.7%)といったものがあり、事業者に制度の導入を促すには、導入メリットを周知する必要がある。

(2) 通報者が抱えるリスク(報復リスク)*9

現状における内部通報の最大の問題は,通報者が 企業側から報復的な制裁(解雇,降格,異動,事実

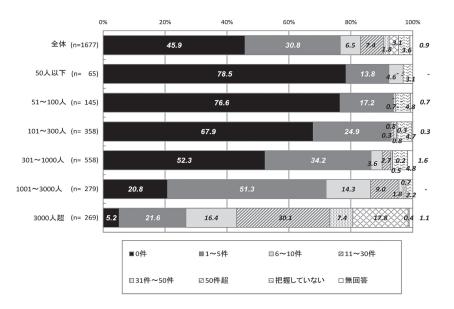
*6:河上正二「公益通報者保護制度の運用状況について」ジュリスト1458(2013年9月)号53頁以下参照。

*7:本報告書10頁図表14

*8: 本報告書11頁図表16

*9:山口利昭「内部告発・内部通報―その「光」と「影」」186頁は、報復を受けるリスクの他、通報事実を立証する手段として企業秘密を持ち出したことについて刑事罰を受けるリスクと匿名通報者の特定リスクを挙げる。

表3 過去1年間に通報窓口に寄せられた 内部通報件数(社内外合計)(単一 回答)/全体,従業員数別*12



上のいやがらせなど)を加えられる例が後を絶たないということである。本報告書によれば、通報窓口に対して通報ないし相談した経験のある者(本報告書のアンケートに対する有効回答者3000人中42人)のうち、その半数弱の者が何らかの不利益を受けた旨回答している*10。

内部通報は、会社が通報者の秘密を守る措置を怠れば、通報に無理解な同僚や上司等から報復を受ける可能性は外部通報の場合よりも高くなる。また、一部の部署により通常の人事考課や定期的な異動を装ってなされた報復人事は表面化しづらく、その違法(不当)性を争うことは容易ではない。また、企業のトップに内部通報制度を尊重する意識がなければ、通報制度は批判分子のあぶり出し装置にすぎなくなる。これらを前提とすると、従業員は、特段の手当てがされない限り、内部通報などするはずがないのであって、内部通報制度を実効的なものとすべく、内部通報制度に対する従業員の信頼をいかにして確保するかが課題となる*11。

内部通報をする従業員が,純粋に公益目的からの通報を考えている場合であっても,上記のようなリスクを負うことになるおそれがあるとき,本事例のX弁

護士は、従業員Aに対しこの点を十分に説明しなければならないし、B社の通報窓口に通報をアドバイスするときは、窓口担当弁護士であるY弁護士との、通報者の秘密保持や不利益回避に向けた意見交換が求められる。

(3) 内部通報制度の形骸化

表3によれば、内部通報制度を導入している企業の8割近くでは、年間の通報が5件以下とのことで(全体の半数近くの企業において、年間通報件数がゼロとなっている)、制度が十分に機能していないことが疑われる。この背景には、企業側が制度の趣旨を正確に理解していない、あるいは、制度を軽視している(制度を軽視するがゆえに、必要な質及び量の人員・予算の手当てを怠り、それが制度の形骸化に拍車をかける)といった事情があるものと推測される。内部通報制度が有効に機能しているか否かは、外部から判別することは難しい*13。本事例のX弁護士は、B社内部通報窓口の担当者が登録2年目のY弁護士であることや、Q事務所がB社の顧問先である可能性について、一応の注意を払わなければならない。

^{*10:} 本報告書28頁(複数回答)。回答者42人中,「不利益取扱いを受けた」と「事実上の嫌がらせを受けた」と回答した者は、それぞれ 9人(21.4%),「解雇された」と回答した者は、3人(7.1%)であった。なお、解雇されたり、不利益な取扱いを受けたことはないと回答 した者は、24人(57.1%)である。

^{*11:} 小宮文人「内部告発―法制の概要と論点」ジュリスト1438(2012年3月)号25頁,松本・前掲19頁

^{* 12:} 本報告書31 頁図表49

^{*13:}光前幸一「公益通報者保護法と特定秘密保護法」法政理論46巻3号(2014年)151頁

4 裁判例等について*14

(1) 通報者保護の根拠と保護要件

内部通報は、外部通報と異なり、通報目的が公益 以外であっても、適法とされる余地があるとされてい る。これは、通報の範囲が企業内部にとどまる限り、 企業の機密漏洩や信用毀損は生じない等の事情があ るからである(公益以外の目的でされた通報等に関 する裁判例として、岩国市農業協同組合事件(山口 地岩国支判平成21年6月8日労判991号85頁)や、 海外漁業協力財団事件(東京高判平成16年10月 14日労判885号26頁)等がある)。

また、内部通報の対象たる事実は犯罪行為等に限定されるわけではなく、理事のセクハラやパワハラ等の反倫理的ないし社会的に不相当な行為であっても、対象事実となり得る(骨髄財団事件(東京地判平成21年6月12日労判991号64頁))。

もっとも,内部者の外延をどのように画すべきかは,問題となり得る(前掲・岩国市農業協同組合事件,大阪地堺支判平成15年6月18日労判855号22頁(大阪いずみ市民生協事件)等)。

(2) 内部通報を経ない外部通報

内部通報等をせずにマスコミ等を通じて外部に公表した事案においては、外部通報に先立って内部的な努力により問題の是正を試みるべきであったとする裁判例がある(東京高判平成14年4月17日労判831号65頁(群英学園(解雇)事件)、東京地判平成23年1月28日労経速2102号3頁(学校法人田中千代学園事件))。

外部通報の適法性に関する一般法理(前掲・大阪いずみ市民生協事件等)を前提とすると,内部通報を前置させるべきか否かは通報手段の相当性に関わる問題として個別具体的に判断されることとなり,内部通報を経ない外部通報が常に違法となるわけではない。しかし,内部通報制度がある場合に,これを利用せずにした外部通報については,特段の事情ある場合を除き,内部通報制度を利用しなかったことが,その通報手段の相当性に関する判断において考慮されることになろう。

(3) 内部通報運用規程に違反する不利益取扱い

内部通報運用規程に反して内部通報者が配転等の報復を受けた場合,この規程違反が従業員の配転等に関する裁量権行使の評価にどのような影響を与えることになるか。この問題については、オリンパス事件(東京高判平成23年8月31日労判1035号42頁)が参考になる。本事案は、原告が勤務先(被告会社)の上司が取引先から従業員を引き抜こうとしていたため、これを知った原告が勤務先のコンプライアンス室に通報したところ、原告が本件を通報した事実を同室長がその上司に伝え、これにより、原告が、その上司からパワハラや報復的配転を受けたというものである。内部通報者に対する不利益取扱いを禁ずる旨は、被告会社の社内規程(企業行動憲章及びコンプライアンス運用規程)にも明記されていた。

本判決は、被告会社による配転命令権行使の濫用性の判断において、原告による通報が社内規程に従ってされているか否かの点を重視している点が特徴的で、会社の通報処理が社内規程に違反しているこ

*14:近時の公益通報関連裁判例については、本報告書末尾の一覧表が参考となる。

と及び配転命令権行使の動機の一つが原告による本 件通報であることを認め、原告の請求を一部認容し ている。

(4) 経営者の関与が疑われる不正についての通報

内部通報制度は内部統制システムの一部であって, 経営幹部の関与が疑われる不正に対しては,有効に 機能しない場合が多い(前掲・骨髄財団事件,同・ 大阪いずみ市民生協事件,富山地判平成17年2月23 日労経速1903号3頁(トナミ運輸事件)等を参照)。

この点については、改正会社法施行規則案100条3項4号及び5号が、監査役設置会社について、監査役に対する内部通報制度及び通報した者が当該内部通報をしたことについて不利益を受けないことを確保する制度の整備を求めている点が参考になる。金融庁「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方に係るたたき台」も同様の考え方に立脚するものと思われ、経営陣から独立した通報窓口の例として、社外取締役と監査役による合議体を挙げている(原則2-5内部通報及び補充原則2-5①)。

(5) その他

内部通報に関する直近の裁判例としては、千葉県がんセンターに勤務する医師が、上司である麻酔科部長の違法行為を同センター長に直接通報したところ、通報者たる医師が、同部長から手術麻酔の担当から外されるなどの報復を受け、退職に追い込まれた事案につき、同医師に対する千葉県の損害賠償責任を認めた例がある(東京高判平成26年5月21日労経速2217号3頁)。

5 内部通報制度の改善について

(1) 規程の整備

オリンパス事件控訴審判決において社内規程の内容が重視されたことは、前述のとおりである。企業は、必要に応じ、社内規程の再点検をすべきである。規程のサンプルは、消費者庁のホームページにおいて多数公開されている*15。

(2) 企業トップの姿勢の明示

内部通報制度は、制度に対する従業員からの信頼 がなければ、機能しない。そのためには、まず、企 業のトップが自社の経営方針としてコンプライアンス の徹底を掲げることが重要である。

(3) 通報窓口部門の見直し

内部通報により経営に重大な影響を与える問題が発見される可能性があり、このような問題の迅速かつ 適切な処理を可能とするため、内部通報を担当する 部門の長には、経営トップに対して通報事実を直接 伝達できる程度の高位の役職にある者を以って充て ることが必要である。

また、内部通報を担当する部門が他の部門の干渉を受けずに調査・判断等ができるのでなければ、内部通報に基づく問題の是正はおよそ困難であるから、内部通報制度を機能させるためには、これを担当する部門の独立性を確保する組織上の担保が必要となる。当該部門を社長直轄の組織とすることも一案であるが、社長自身の不正への関与が疑われる場合の対応については考慮する必要がある。この点につい

^{* 15:}消費者庁消費者制度課「民間事業者における内部通報制度に係る規程集」(http://www.caa.go.jp/planning/koueki/minkan/files/koueki_kiteisyu.pdf)

ては、通報窓口を取締役会とする制度設計も考えられるところではあるが(コーポレートガバナンス・コード(日本取締役協会案)27条2項)、取締役自身が不正に関与している場合の対応については、別途検討が必要となろう。なお、監査役設置会社は、改正会社法施行規則案(前述参照)を踏まえて自社の組織を見直す必要がある。

(4) 不利益取扱いの禁止

通報を理由とする不利益取扱いを禁止する手段の一つは、その旨を社内規程に明記することである。 規程には、会社による不利益取扱いを禁ずるのみならず、その役職員による不利益取扱いをも禁止し、 会社全体で不利益取扱いを防止する姿勢を明らかにすべきである*16。

ただ、社内規程に明記したからといって、通報者に対する報復がなくなる保障はない(前掲・オリンパス事件参照)。案件処理が完了した後、通報者が不利益な取扱いをされていないかにつき確認することは一案ではあるが、コンプライアンス担当部署が会社の人事に介入するには限界がある*17。不利益取扱いは、これを是とする企業風土が助長するものであり、一朝一夕にこれを根絶することは難しい。企業風土変革のためには、企業トップがコンプライアンス経営の方針を打ち出すとともに、役職員全員の意識改革を促すべく、社員教育を充実するなどの地道な努力が求められる。

(5) 匿名性の確保

まず、会社及び通報取扱者に秘密保持義務を課 したうえで、その実効性を担保する仕組みを考えな ければならない。

匿名での内部通報を許容すべきか,不誠実通報を防ぐために顕名によるものに限るかが問題とされることがあるが,内部通報制度を有効に機能させるためには,匿名通報を許容すべきと考える*18。外部窓口を設置することも匿名性確保に有効であろうが,顧問弁護士に外部窓口業務を委嘱することは慎重であるべきとの意見がある*19。

(6) 内部統制システム全体との関係

内部通報制度は、内部統制システムの一つの仕組みであり、他の仕組みと一体となって、内部統制システム全体を機能させるものであって、内部通報制度が他の制度から独立して存在しているわけではない。例えば、平時において業務監査等を懈怠していた場合には、内部通報に接したとしても、充実した調査は望むべくもない。内部通報制度の充実のためには、内部統制全体の水準を引き上げることも必要である。

^{*16:}山口・前掲191頁

^{*17:} 匿名インタビュー「通報者の匿名性維持が基本で最大の問題」Business Law Journal 2011年12月号75頁

^{*18:}三谷和歌子「外部への告発を防げ! ~内部通報制度の活用」Business Law Journal 2010年9月号79頁は、「匿名通報では無責任な通報が増えるという懸念は杞憂」だという。

^{*19:}三谷・前掲78頁は、顧問弁護士を外部窓口とすることに肯定的であるが、光前・前掲「公益通報者保護法と特定秘密保護法」151頁によれば、通報者には「顧問弁護士が通報の受付を兼務しているような場合は殆ど信用されない」という。

通報者相談のノウハウ



公益通報者保護特別委員会委員 中野 真(63期)

本稿においては、公益通報を考えている方から、 法律相談を受けるにあたり、聞き取りの仕方、通報 にあたり注意すべき点、その後の対処方法について、 説明したい。

なお、本稿では、通報対象事実を会社内部へ告 発することを「内部通報」、監督官庁やマスコミな ど会社外部へ告発することを「外部通報」、公益通 報とその他の告発を合わせて「内部告発」と表記 する。

1 通報対象事実の聞き取り

- (1) まず、通報を考えている方(以下「通報者」という)との法律相談においては、通報者が「通報したい」と考えている対象事実と通報の動機を丹念に聞き取り、その具体性、真実性(真実相当性)、違法性を確認することになるが、通報者は、悩みに悩んで相談に至るケースが多いため、不用意な発言が通報者の反発を買うことに注意が必要である。とくに、内部通報したために既に不利益が発生している旨を訴えている通報者には、十分な時間を取って事情を聴く必要がある。
- (2) 通報者の話が抽象的で、よくよく話を聞いてみると、会社の処遇に対する個人的な不満にすぎず、本当に通報対象事実があったのか疑わしい場合もある。また、通報の動機を知ることは、通報者に不正の目的がないことを確認する上で重要であるが、動機の確認作業は、通報者の深層心理に踏み込むものでもあるから、余りに無神経な質問は、通報者の心情を害し、トラブルに発展する。

(3) 通報対象事実に具体性があり、法的に問題となりうる事実であれば、事実の公共性や公益性を検討することになる。

公益性がない相談(例えば,自分が上司からパワハラを受けているため,どうにかして欲しいといった,個人の権利回復に関する相談など)ということであれば、東京弁護士会の公益通報相談においては、弁護士会の一般法律相談を紹介するという流れになる。もっとも、私的利益の実現に関する訴えについても、会社内部に訴えることは可能であるため、弁護士会が関係しない法律相談であれば、会社の内部通報窓口等に内部通報を行うことを検討すべきであろう。

- (4) また、通報者において十分な証拠があると認識している事実であっても、弁護士の目から見れば、証拠と通報対象事実との関連性が不明であるというケースも多々ある。そのため、証拠の有無、内容を、実際に見て、検討することになる。また、証拠の追加収集を求めることもあるが、収集方法についての注意が必要である。証拠の収集方法については、通報対象事実の公共性、重大性、証拠としての必要性、第三者に対する不利益等を勘案して、その限界が論じられている。
- (5) 冒頭の事例では、A氏が主張する事実が公益性 のあるものであることについては、問題がないため、 A氏がどのようにして、受験資格ごまかしの事実 を知ったのかを確認した上で、A氏の話が確から しいかを検討し、併せて、A氏が保有する、受験 資格ごまかしの事実を示す資料を確認することに なろう。

2 内部告発を行う際の注意点

通報対象事実を確定し、証拠を勘案した上で、通報者の相談が、公益通報者保護法の保護要件に該当する通報であるか、それとも、その他の公益的な通報に該当するものと判断された場合、以下の点に配慮して、通報を支援すべきである。

(1) 内部告発に伴い通報者の受ける不利益について の説明

労働者が、外部通報、特にマスコミ等への外部通報を行った場合で、通報の匿名性を確保できないとき、労働契約の付随義務として要求される誠実義務・秘密保持義務等に違反し、会社(会社以外の団体もあるが、本稿では便宜上全て「会社」とする)に損害を与えたとして、会社から、懲戒処分を受けたり、損害賠償の請求を受ける可能性がある。

また、会社が通報制度に無理解なケースでは、内部通報でも、報復措置として、会社から、降格、配転、解雇等の不利益処分を受けることもある。

さらに、このような、法的な不利益を受けないまでも、嫌がらせを受けるなど、事実上会社に居づらくなってしまうこともある。

通報を行う際には,通報者自身に,このような不利益が降りかかるおそれがあることを説明しておくべきであろう。

もっとも、このようなリスクは、通報内容、匿名性 確保の困難さの程度、会社の体質(コンプライアン ス意識)、社内における理解者・支援者の有無等によ って全く異なってくる。リスクの説明にあたっては、 この点の聞き取りや調査を十分に行う必要がある。 リスクを過剰に説明するあまり、通報者が通報をため らっては、「弁護士に相談したがゆえに有益な通報が 妨げられた」という事態になりかねない。

なお、通報者は、会社内部の労働者であること が多いが、そうでない場合であっても、名誉毀損等 を理由に損害賠償請求を受けるリスクは同様に存在 する。

(2) 通報の時期について

通報者が退職を考えているのであれば、匿名性を 維持するという観点から、退職後何ヶ月か経過して から匿名通報するという方法も考えられる。

しかし、退職を考えていない場合や、通報内容が 匿名性を保持できない性質のものである場合には、 顕名により、通報窓口に対して、通報者の秘密の 厳守を求めて、できる限り速やかに通報することと なる。

(3) 通報先について

ア 通報先については、会社に及ぼす影響が、会社 内部、行政通報、マスコミ等の会社外部の順で大 きくなることから、会社内部に対する通報(内部 通報)では功を奏しない可能性があるときは行政 通報に、また行政通報にも期待が持てないときに は会社外部に対する通報(外部通報)を考えるこ ととなる。相談者のなかには、マスコミ等の外部 通報を希望する場合があるが、その理由、必要性 を確認する必要がある。通報先の希望は、通報の 動機を知る上で重要な資料となることがある。

ドイツでは、判例法理において、内部解決優先 原則が存在し、通報行為が違法であるか否かにか かわらず、通報者が内部通報を外部通報に先行さ せていない場合には、解雇が有効と判断され得る。 わが国では、このような厳格に内部通報を前置さ せる制度は採られていないものの、公益通報者保 護法において、内部通報の場合の保護要件を外部 通報の場合よりも緩やかにしていることから、同 法の趣旨としては、外部通報を行う前に内部通 報を行うことを奨励しているといえよう。内部通 報により問題が改善された場合、大手企業は、 その事実を自主的に公表する例が多くなっている が、不正改善の自主的公表と通報によるマスコミ の不正報道では、企業イメージへの毀損の程度は 格段に異なる。

イ 会社内部に対する通報を行う場合,通報窓口 (社内の通報窓口,外部の法律事務所等)が存在 する場合には,原則として,通報窓口に対して通 報することになろう。また,通報窓口がなくとも, 通報先の会社に信頼性のある顧問弁護士がいるの であれば,顧問弁護士に対する通報も検討すべき であろう。

なお、会社によっては、通報受付専門会社への 通報制度を設けていることがあるが、通報を受け 付けた通報受付専門会社は、通報事実を会社担 当者に取り次ぐだけというのがほとんどであり、あ まり意味を持たない。

通報にあたり、事前に窓口弁護士や顧問弁護士 との接触が可能であれば、通報先の通報制度の内 容や窓口弁護士の役割等を質問し、内部通報制度 が機能しているか、通報者が不利益を受けるおそれ がないかを確認すべきである。

(4) 通報の方法について

ア 口頭か文書か

通報の有無,通報の内容,通報の時期については,通報者が,通報後に,不利益処分や損害賠償請求を受け,これを争うに際して,重要な事実となる。無用な争いを避けるためにも,通報は,

口頭ではなく、電子メールを含めた文書で行うべき であろう。

イ 顕名か匿名か

通報者が、匿名通報を希望するのであれば、通報者の名前を出さずに、弁護士名で、通報対象事 実を記載した内容証明郵便を送ることも検討に値 する。

ただ、顕名の有無は、通報の真実性、信頼性に 影響を与える。通報の受領先が、適切に対応して くれる可能性の程度という点では、匿名と顕名で は違いがあるため、通報者としては、この点を踏 まえて、匿名か顕名かを選択すべきであろう。

内部通報では、匿名で(場合によっては、弁護士名で)文書(電子メール、FAXも含む)を送り、暫く、対応をみるという方法も考えられる。

行政機関に対する匿名通報は,通報事実の具体性,真実性がないと効果がないし,逆に,会社に匿名通報があった旨連絡され,会社が通報者の割り出しに躍起になるという事態が発生することになる。地方自治体や行政機関の多くは,公益通報の取扱いに精通していないから,通報するにあたっては,通報者の秘密厳守や厳格な事実調査の必要性を電話や面談で,強調しておく必要があるう。

ウ 具体的事実の記載・証拠の添付

通報に際しては、通報対象事実については、できるだけ具体的な記載をすべきである。抽象的な内容では、通報対象事実が存在したのか疑わしいと判断され、適切に対応されないおそれもある。

また、調査、改善の実効性を高めるためには、 必要な範囲で、証拠を添付することも重要である。 いくら通報者の摘示する事実が具体的であって も, 資料が全くない状況では, 特に, 行政機関 の場合は, 調査をする動機づけにはならないであ ろう。

エ その他通報方法に関する注意事項

(ア) 穏当な態様での通報

通報に際しては、穏当な態様で行うべきであり、不穏当な言辞を用いての調査、改善要求については、慎むべきであろう。

労働者が、職務専念義務に従い就業時間中は業務外の文書、メールの作成等を禁じる旨の業務命令を受けていたにもかかわらず、警告に応じず「本件…問題を放置することは取締役の忠実義務違反に当たり、民事上の損害賠償責任や特別背任罪に該当する」などと執拗に不穏当な言辞を用いて通報を繰り返した事案において、通報者の行為は懲戒事由に該当するとした上で、懲戒処分を有効とした裁判例も存在する(ボッシュ事件:東京地裁平成25年3月26日判決労経速2179号14頁)。

(イ) 是正措置後の通報について

また,不祥事について,調査が終了し,是正措置が既に取られていたにもかかわらず執拗に通報を繰り返すと保護されない場合もある(自治労共済事件:広島高裁松江支部平成25年10月23日判決,前掲ボッシュ事件参照)。

(5) 冒頭の事例でもA氏に対して、内部告発に伴い、通報者が受けるおそれのある不利益について説明した上で、社内通報窓口であるQ弁護士事務所に特別な事情がない限り、同事務所に通報を行うことを勧めることとなろう。通報の際には、具体的な事実を記載した文書を作成させ、可能な範囲で証拠も添付すべきである。

Q弁護士事務所に対し通報をしたものの、調査・改善がなされないような場合には、その理由が通報者に説明されるのが一般である。説明がないときは、不利益制裁を予防する必要からも、説明を求める必要がある。通報者としては、その説明理由を確認した上で、監督官庁である厚労省やマスコミ等への通報の必要を検討することとなる。

3 通報者の受ける不利益に対する対処

(1) 通報に起因して懲戒処分, 損害賠償を受ける場合

ア 前述したとおり、外部通報行為は、会社に対する不利益行為として、就業規則上の懲戒事由に該当する場合があり、これを理由に、通報者が会社から、懲戒処分、損害賠償請求を受けるケースもある。

正当な内部告発を行ったことに対して,懲戒処分に処したり,損害賠償義務を負わせることは,社会通念に反するし,内部告発に対する萎縮効果を生じさせることとなる。そこで,公益通報者保護法は,通報者の保護要件を明記し,公益通報に該当しない内部告発についても,裁判所は,一定の要件を満たした告発行為は,たとえ,企業に損害を与えたとしても正当行為として通報者を保護している。

公益通報の保護要件は、白木委員の論考(本特集5-8頁)のとおりであるが、その他の告発行為の保護要件は、(ア)告発内容が真実であるか真実と信ずべき相当の理由があり、(イ)告発目的に公益性があり、(ウ)告発手段・方法が相当であれば、会社の名誉を毀損したことなどについて違法性が阻却されるとされている(大阪いずみ市民生協事件:

大阪地裁堺支部平成15年6月18日判決労判855 号22頁,トナミ運輸事件:富山地裁平成17年2 月23日判決労判891号12頁など)。

イ この中では、(ア)内容の真実性ないし真実相当性の要件が最も重要であり、従前の裁判例を見ても、事実の根幹的な部分に真実性ないし真実相当性の要件を満たしていることが必要とされている(些末な事実まで真実性は求められていない)。事実を針小棒大に誇張して主張し告発することも避けるべきである(学校法人北里研究所事件:東京地判平成24年4月26日労経速2151号3頁参照)。

(ウ)の相当性に関しては、外部通報の前に、会社への内部通報を先行させているか否か、告発行為の態様が穏当なものであるか等がポイントとなるう。

ウ なお、以上は、マスコミ等へ外部通報をした場合に主に発生する問題である。少なくとも、会社内部へ通報した場合には企業秩序を侵害することは通常考えられない(ただし、通報制度に無理解な企業が内部通報に対して不利益処分を加える例があることは前述のとおり)。もっとも、全く根拠資料がなければ、会社が調査をする動機づけにはならないであろうし、通報対象とされた者との関係でトラブルが生じるおそれもあるので、通報に際して、一定の根拠資料は必要である。

(2) 通報に起因して不利益処分を受ける場合

正当な内部告発を行ったことに対する報復措置として,会社から,解雇,降格,配転等の違法な不利益処分を受ける場合がある。

しかし、会社は、不利益処分であることを否定したり、内部告発と処分との因果関係を否定すること

が多いので、通報者がこれらの事実を立証する必要 がある。

そこで、前述したとおり、通報したことや、その 時期について、証拠として残す必要があるし、通報 対象事実についても証拠があることが重要になって くる。

報復目的であることを主張する際には、通報者が受けた措置の内容が、不自然、不合理であることを示すことも重要であろう(千葉県がんセンター事件:東京高判平成26年5月21日労経速2217号3頁)。

(3) 通報者も違法行為に加担していたとして,懲戒処分や不利益処分を受ける場合

以上は,通報者が違法行為を行っていないという 前提の話であるが,中には,通報者自身も違法行為 を行っていたことを理由に,懲戒処分等を受ける場 合もある。

この場合,就業規則に,通報者の免責が規定されていればそれにより通報者が保護されうるが(社内リニエンシー制度),仮にこのような制度がなかったとしても,免責される場合はある。近時の裁判例では,内部告発をした事実を,懲戒処分の有効性を判断する上で,有利な情状として考慮し得るとしたものがある(大阪市河川事務所職員事件:大阪地裁平成24年8月29日判決労判1060号37頁)。

冒頭の事例では、仮に、A氏自身も違法行為に関与していたとして、懲戒処分を受けた場合には、この懲戒処分を争うにあたり、B社の就業規則上、リニエンシー制度がありこれを利用できないかをまず確認し、採用されていなくとも、裁判上、通報をした事実について、有利な情状として主張立証すべきということになろう。

通報窓口のノウハウ



公益通報者保護特別委員会副委員長 樋口 千鶴 (60 期)

1 外部窓口とは

組織外部におかれる内部通報受付窓口を一般に外部窓口という。弁護士が外部窓口を担当する場合,通常業務と異なる特別な配慮や視点が必要な場合がある。そこで、以下、通報受付から回答に至る一連の流れの中で、窓口弁護士に期待される役割や注意すべき点について解説する。

2 通報処理に関するノウハウ

(1) 受付段階

ア 受付用紙で基礎情報把握

制度設計により様々な受付方法があるが、いずれにしても、受付段階でまず把握すべき情報を、通報用紙に簡単に記載できるよう工夫すると良い。 一例として東京都教育委員会公益通報弁護士窓口で使用している受付用紙(右記)を紹介する。

イ 受付簿・進行管理表

受付漏れのないよう通報用紙には受付日を押印する,受付簿や進行管理表を作成して全体の動きを把握できるようにするなど,窓口の規模等により使い勝手のよいシステムを構築したほうが良い。

扱う案件数にもよるが、全体の進行管理として は全案件を一覧として見渡せる書式、個別の進行 管理としては各案件の概要及び進捗について直ち に記憶喚起できる書式が望ましい。

ウ 早期に制度説明を

通報を受け付けたら,通報者に対し速やかにその旨知らせ,早期に制度説明をしておくと良い。 早期に説明すべき事項は,受付から回答までの流れ,通報したことによって不利益な取扱いを受け

受付用紙(例)

* 虚偽、他人のひぼう中傷、業務妨害など、不正目的の通報は禁止されています。 また、他人の正当な利益や公共の利益を害することのないよう十分留意してください。						
通報者(あなた)のこと ※1						
5月代4 所屬						
立場	教職員 ○ 男	児童・生徒 ○ 保護者	(教職員の場	易合)		
年齢	歳 性別	男·女	住所(区市町	打村名まで)		
※1 実名	で通報した場合	らでも、教育委員会·	へは実名を伏せ	せて報告されます。		
		弁護士からの	通知について	×2		
通報が受理	された場合、	受理の通知を希望	しますか	希望する ・ 希望しない		
通報が受理	された場合、	調査結果の通知を	希望しますか	希望する ・ 希望しない		
		上記について「ネ	糸望する」と答	答えた場合		
希望する通	知手段(複数		郵送 ・	電話 ・FAX ・ メール		
	住所	₸				
通知先	電話番号	(自宅・職場・携帯・その他 ())				
	FAX番号	(自宅・職場・その他 ())				
	メールアトレス					
				通知は行いません。ただし、連絡先の 連絡をとることがあります。		
	被通報者	* (不適正な行為を	行っていると	:思われる者)のこと		
氏名			所属			
			内容について			
通報内容 □ セクシュアル・ハラスメント □ 体罰 □ 横領 □ 収賄 □ その他						
迪 戰內谷	認識した時期					
建 取內容	発生場所					
発生時期	□ 小学校			ていますか		
発生時期	□ 小学校	この通報以外、ど	こかに通報し	2 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C		
発生時期		この通報以外、ど		不利益を受けた□ 通報していない		
発生時期 発生場所		この通報以外、ど	通報した結果、不			

	(2枚目)	
具体的な通報内容		
(通報内 (連絡先	容について、違法と考える理由など、可能な限り具体的に記述してください。) を記載されない場合には、特に詳しく記述してください。)	
~	~~~~~	

ないこと、外部窓口は通報者からも組織からも独立していること(すなわち、組織の代弁者でもないが通報者の代理人でもないこと)等である。通報者は、窓口弁護士を通報者の代理人あるいは支援者と誤解している場合が多いので、窓口として

の信頼を失わないことに注意を払いながら, この 点を説明はきちんとしておきたい。簡易な説明書 を交付することを考えてもよい。

エ 問題点の早期把握

通報者に通報対象事実を一通り確認することが必要である。この段階では、微に入り細に入りということではなく、方向性を見極めるためポイントを押さえて事案の概要を把握するという程度でも良い。

冒頭の事例では、A氏はX弁護士に相談してから通報しているため、事案や法的問題点は整理されているが、窓口弁護士としても登録販売者制度について医薬品医療機器等法(旧薬事法)、同法施行規則を調査し、通報事実が法的にみて根拠のあるものかを検討しなければならない。

なお、通報者が枝葉の話だと思っている点にも 注意を払うべきケースがある。例えば、上司から のセクハラ・パワハラの話だと思って聞いてみると、 実は上司の違法ないし不適切な業務遂行が存在し たというケースがありうる。こういった事情を見逃 さないことは、窓口を弁護士が担当する意義のひ とつと思われる。

オ 通報窓口で扱うか否かの振り分け

具体的な通報内容を把握したところで、内部通報として取り扱うことが適切か否かという観点から、事案の見極めをしたほうが良い場合がある。他の窓口へ振り分ける方が通報者や組織にとってより良い解決になる場合は、敢えて外部窓口で通報として処理する必要はない。

カ 証拠の取扱い

通報者から証拠を預かる場合,調査者との間での証拠の受渡しに預かり証を発行するなど,紛失を防ぐ工夫をすべきである。信頼関係を構築する上で,事務的なところは意外に重要である。また,証拠の

入手方法についてもヒアリングする必要がある。

冒頭の事例で、A氏が何らかの内部資料を証拠として外部窓口へ提出した場合、その入手方法が問題となりうる。A氏は、証拠は外部窓口限りと思っているかもしれないため、証拠の取扱いについて協議することが望ましい。

キ 通報を取り下げたい

通報者が、何らかの事情により通報を取り下げたいと希望することがある。しかし、事案が重大で、且つ通報事実が真実ならばその影響が大きい場合は、取下げとすべきでない。その場合、窓口弁護士は通報者の代理人ではないことを説明し、通報者保護に配慮しつつ、問題点を組織へ報告し善処を求めるといった対応が必要である。このあたりの判断は、弁護士として事案の軽重、通報者への影響の大小などを総合考慮して個別具体的に判断するしかない。

(2) 報告段階

ア 何をどう報告すべきか

① 匿名か実名か

これは、最も繊細に注意を払うべき点である。 通報者は、匿名性が守られることを期待する場合もあれば、実名を明かしての通報を積極的に希望する場合もある(通報者の意思の問題)。 また、匿名化しても事実上通報者が明らかになってしまうケース、あるいは通報者を明らかにしないと調査ができないケースもある(通報対象事実の問題)。更に、通報対象事実を具体化すればピンポイントで調査を行うことができるが、反面通報者が特定されてしまう可能性が高くなる、反対に通報者が特定できないよう外縁的事実関係に対する調査に留める(あるいは網掛け 的な調査をする)と、調査自体の実効性が低く なりかねないといった相関関係もある(調査の 実効性の問題)。

そこで、これらの点についてしっかり説明をし、 その上で、通報者に実名通報にするか否か意思決 定をしてもらうべきである。そして、実名にする場 合は、後日のトラブルを避けるため、実名希望の 旨を何らかの形で記録に残すのが良いであろう。

また、同時に通報対象事実をどこまで特定するかも問題となる。この事実を伝えれば明らかに通報者が特定できてしまうという場合でも、通報者は「匿名通報だから安心」と簡単に考えている場合がある。事案によっては、通報対象事実をどこまでどう報告するかという点についても、通報者と話し合うと良い。

冒頭の事例で、C支店で不正があったと報告すればC支店の関係者が通報したと推測される可能性が高い。また、通報事実が真実であれば組織的関与の可能性も否定できないこと、国民の健康に関わる制度についての不正であり、事実であれば社会的影響が極めて大きいこと等から、B社はC支店に限らず全支店を調査すべきと考えられる。そうであれば、A氏が実名通報を希望しない場合、匿名通報として支店を特定せず報告するという工夫をしても良い。

② 実名通報者へのフォロー

通報者保護のためにこうした様々な説明をするわけであるが、説明することが通報を思いとどまる契機になってはいけない。そこで、通報者の不安を取り除くため、通報したことによる不利益な取扱いは認められないこと、そうした予兆があれば窓口弁護士が相談に乗ることなどを併せて説明することが必要である。

イ 報告には一言コメントを添えて

報告事項の中心は通報対象事実である。しかし、 それを伝えるだけでは外部窓口を弁護士が担当し ているメリットが十分生かされているとは言い難い。

そこで、調査手法や事実認定に関する意見、法 的問題点に対する注意喚起など、弁護士からみて 調査・回答に生かして欲しいと思う事柄について 気づいた点は、積極的にコメントを付けて報告す るのが望ましい。

また,「不利益な取扱いがないよう配慮されたい」と念押しする報告書面を残すことで,一定の予防的な効果も期待できる。事案によってはこうした工夫も必要である。

冒頭の事例であれば、通報の報告をする際、通 法事実が真実であれば行政への報告や公表が必要 になる旨コメントすることにより、事案の重大性に ついて注意喚起し、迅速な調査を要請すべきであ る。なお、B社から、全支店の調査には時間がか かってしまうので、どの支店に関する通報か開示し てほしいと相談を受けた場合は、迅速調査の実現 と通報者保護のバランスから、C支店を含む数店 のサンプル調査を提案すると良い。

(3) 調査段階

ア 進捗確認を忘れずに

窓口担当弁護士が調査に関与しない場合であっても進捗確認だけは必須である。調査の進捗を確認することにより進行具合を把握し、調査が滞っている場合にはそこに合理的理由があるか説明を求めるべきである。

イ 通報者への中間報告

調査に時間がかかっている場合, 放置している と誤解されないよう, 通報者に対し, 調査の進捗,

結果を回答する目処を知らせることも重要である。 窓口の規模や事案の軽重にもよるが、概ね2~3 ヶ月を経過しても調査結果を回答できない場合は、 その時点で中間報告をすることが望ましい。

(4) 回答段階

ア 自分で納得できない回答は通報者も納得しない 通報者へ回答する前に、調査担当者へ質問をし て疑問点を解消しておくべきである。特に、適正 手続的な観点から疑問に思う点があれば積極的に 質問したほうが良い。これは、当該案件における 調査結果の合理性を担保するだけでなく、その他 の案件にも質問の趣旨が生かされることによって、 将来的により適切な調査が期待できるからである。

イ 通報事実が認められなかった場合

通報者が調査結果に不満を持つ場合であっても, 調査の手続面が適切であったことを説明すると, ある程度の理解が得られることは多い。 また,通報事実の存在自体は明らかにならなかったが,別の点で不適切な点があったのでそこは 改善をしたという場合もある。通報したことが何ら かの役にたったということで納得が得られることも あるため,できる範囲で周辺事情に関する情報も 開示すると良い。

3 迷ったときは基本に戻る

通報処理をマニュアル化することは難しい。そこで、 迷ったときは基本に戻るべきである。すなわち、組 織をより良くするためにはこの通報をどう扱えば良い か、通報者を保護するためにはどうすれば良いかとい う軸がぶれないことが重要である。そして、事案に 応じて工夫を凝らし、公平、中立に窓口業務を行う ことを心がけるべきである。

韓国の公益通報制度

公益通報者保護特別委員会委員 津幡 智恵子 (65期)

公益通報者保護特別委員会では,2014年10月20日~22日,日本弁護士連合会消費者問題対策委員会と共同で,韓国の公益通報制度の内容とその運用状況を調査するため同国を訪問し,関係機関や通報経験者からのヒアリングや意見交換を行った。本稿では,通報者の保護,支援を強化したとされる韓国の公益通報制度を,わが国の公益通報制度と対比しながら報告したい。

1 韓国の公益通報制度

(1) 立法の経緯及び立法目的

韓国の公益通報制度は、公共部門での内部通報 と民間部門での内部通報を分け、それぞれ別の法律 で規定している。

まず、公共部門において、政治家や官僚の不正腐敗の横行に対する世論の批判を受け、2001年に「腐敗防止法」が制定され、2002年1月に施行された。腐敗防止法は、金大中政権(1998年~2003年)が「第二の建国」として掲げた三大改革立法の一つで、公共部門での内部通報と通報者の保護を規定したものである。2008年2月には、より積極的な通報者保護、通報の促進を目指した「腐敗防止並びに国民権益委員会の設置及び運営に関する法律」が制定され、2001年制定の腐敗防止法は廃止された(以下では、現行の「腐敗防止並びに国民権益委員会の設置及び運営に関する法律」を、「腐敗防止法」という)。

次に、民間部門での内部通報の保護制度が不備であるとの批判に対応し、2011年3月に「公益申告者保護法」が制定され、同年9月から施行されている。同法は、民間部門での不正行為に対する内部通報と通報者の保護を規定し、公共部門と同様に国民権益

委員会が所管している。この二つの法律により、官の腐敗や民の不正の発生を予防すると同時に、腐敗や不正を効率的に規制し、清廉な社会風土の確立を目指しているとされる。

ちなみに、国際NGOトランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)が、公的部門の腐敗度を数値化した「腐敗認識指数(Corruption Perceptions Index)」を発表している。2013年度の結果をみると、世界177カ国の中で、韓国は100点満点の55点で46位、日本は74点で18位となっている。1位はデンマークとニュージーランドで、ともに91点である。また、他のアジア諸国を見ると、シンガポールが5位で、香港15位、台湾36位、マレーシア53位、中国80位である。韓国の腐敗度が比較的高いとされる理由が、摘発される腐敗が多いことに起因するものか否かは不明である。

(2) 腐敗防止法の概要

公共部門を対象とする腐敗防止法が、防止しようとしている腐敗行為とは、①公職者が職務と関連してその地位や権限を濫用したり、法令に違反して自分や第三者の利益を企図する行為、②公共機関の予算使用、財産の取得、管理、処分や公共機関を当事者とする契約の締結とその履行において、法令に違反して公共機関に財産上の損害を与える行為をいう。

本法に基づいて、国務総理直属の国家行政機関である「国民権益委員会」を設置している。国民権益委員会及び調査機関が、通報者の個人情報などを公開することは禁止されている。通報者に対する不利益措置が禁止されているだけではなく、不利益措置を行った場合の罰則や、不利益のおそれがある場合には、通報者は身辺保護措置を要求することができるなども規定されている。誰でも通報することができるが、

公務員が腐敗行為を発見した場合には必ず通報しなければならない。通報によって公共機関の収入増大や経費削減をもたらした場合は、国民権益委員会は通報者に報奨金(最大20億ウォン:約1億4千万円)を支給する。また、公益通報に関連する通報者自身の犯罪については、刑を減免することができる。

(3) 公益申告者保護法の概要

民間部門を対象とする公益申告者保護法について, 日本の公益通報者保護法と対比しながら概要を説明 する。日本法は公益通報そのものを支援, 奨励するも のではないとされているのに対し, 韓国法は通報の支 援を条文に明記していることから, 以下の相違がある。

ア 通報主体(保護対象者)

日本法では、公務員を含む労働者に限定し、取締役等の役員や退職者、取引業者等は対象外としている。韓国法では、労働者等の限定はなく、誰であっても通報することができる。

イ 通報対象

日本法では、個人の生命、身体、財産その他の 利益の保護にかかわる443の法律(平成26年12月 2日現在)が対象とされ、そのうち、罰則の適用が ある違反行為を通報の対象としている。

韓国法では、通報の対象は、国民の健康と安全、環境、消費者の利益及び公正な競争と関連し、公益申告者保護法と施行令で列挙されている180の適用対象法律において、罰則または行政処分の対象となる行為としている。例えば、農産物品質管理法、施設物の安全管理に関する特別法、食品衛生法、独占規制及び公正取引に関する法律、訪問販売に関する法律等、が対象の法律となっている。

ウ 通報先

日本法では、①労務提供先(内部)、②処分また

は勧告権限を有する行政機関、③外部(マスコミ等も想定)を通報先とし、①から③の順に通報者の保護要件を厳しくすることで、内部通報により、通報先が自主的に不正を是正することを期待している。

韓国法では、①企業団体の代表者、使用者、②指導、監督、規制または調査権限を有する行政機関または監督機関、③捜査機関、④国民権益委員会、⑤国会議員、⑥公共団体(自治体等)を通報先としているが、所管庁である国民権益委員会への通報が圧倒的に多い。なお、外部(マスコミ等)への通報は認めていない。

工 通報方法

日本法では,通報方法については特段の定めは ないが,顕名が原則的な運用となっている。

韓国法では、原則、通報者の氏名・住所等を記載した文書と証拠を提供することとしているが、不利益を受けるおそれがあるときは匿名での通報可としている。

オ 保護要件

日本法では、通報先によって保護要件が異なり、 労務提供先>行政機関>外部の順で、段階的に 厳格にし、行政通報、外部通報では、通報事実に ついての真実性または真実相当性を求めている。

韓国法では、通報先による保護要件の違いはなく、虚偽の通報、不正な目的での通報は保護しないとしている。

カ 通報者の個人情報等の保護

日本法では、特段の定めがないのに対し、韓国法では、①秘密保障義務(通報者等の同意なく、個人情報または通報者等であることを推測しうる事実を知らせ、公開・報道することを禁止)、②国民権益委員会による、漏えい者への懲戒権行使等の措置要求、③漏えい者への刑事罰が規定されている。

簡易対比表

事 項	日本法	韓国法
法の目的	通報者の保護	通報者の保護,支援
通報主体	労働者	誰でも
通報先	3 種類	国民権益委員会が中心
保護要件	通報先ごとに異なる	同一
通報者の秘密保持	規定なし	明記
通報者の保護措置	不利益の禁止	不利益禁止/身辺保護措置/責任の減免/因果関係の推定
通報の支援措置	なし	報奨金制度/救助金制度
罰則規定	なし	あり

キ 通報者の保護

日本法では、通報を理由とする解雇やその他の 不利益取扱いの禁止が規定されている。

韓国法では、①禁止される不利益措置を詳細に 列挙しており、転任、転勤、成果評価における差別、 いじめ、暴言なども列挙され、②身辺保護措置(通 報者の生命身体に重大な危害が加えられる恐れが あるときの保護)が設けられ、③通報者が不正行 為に関与していたときの民事・刑事上の責任減免 等が規定されている。さらに、④通報者に対し不 利益措置が加えられたとき、通報と不利益措置と の因果関係の推定規定を定めている。

ク 通報の支援. 奨励

日本法では、特段の定めがないのに対し、韓国 法では、①通報に対する報奨金、②救助金(公益 通報を行ったことによる経済的損害・費用の補填 等)が規定されている。

ケ 罰則規定

日本法では、法律に違反した事業者等への罰則 規定を設けていないが、韓国法では、通報者の秘 密を洩らした者や通報者に通報を理由とする不利 益を加えた事業者等に、懲役又は罰金を科する規 定を設けている。

2 韓国調査

(1) 公益申告者保護法に基づく,公益通報の状況 ア 通報件数

国民権益委員会が把握している公益通報の受付件数は,2011年は292件,2012年は1153件,2013年は2876件であるが,2014年は9月現在で5374件と大きく増加している。

2011年~2014年9月までに通報された合計9695件のうち、不正が摘発されたのは1989件であり、無嫌疑1461件、無該当(法律に該当しない・証拠不十分等)2450件、処理中4068件となっている。通報から3カ月以内に調査を終了することが原則となっているが、人員不足等からこの期間内での調査は終わらない実状にあるようだ。

イ 通報内容

違反法律別では、健康分野の食品衛生法、薬事法、畜産物衛生管理法違反の申告が多い。主要な違反行為は、食品接客業の無断拡張営業、無資格者医薬品販売、鶏肉の未包装販売等である。

ウ 保護申請件数

施行3年間で、保護申請件数は合計42件。このうち保護措置(不利益措置からの原状回復等の保護)8件、身辺保護2件、個人情報等の保護2件、責任減免1件の計13件が認容されている。

工 報奨金支払件数,支払額

施行3年間で、合計826件、約5億6500万ウ オン(約5950万円)の報奨金を支払っている。 健康分野についての報奨金支払額が73.8%と、高 い比率を占めている。

(2) 韓国の公益通報制度の問題点

公益通報制度に携わっている機関・組織では、以 下を問題点と捉えていた。

- 公益申告者保護法の制定後,満3年が経過したにもかかわらず,まだ不完全な制度として社会的に評価されている。公益通報者が「内部告発者」という烙印を押されて、解雇等の不利益取扱いが繰り返されるなど、公益通報者保護が十分ではない部分が存在する。
- 「プロ通報者」による通報の比率が高い。通報

件数の急増の主な要因は、プロ通報者(いわゆるパパラッチ)による通報である。2014年度の受付件数のうち49%が、プロ通報者によるものと判明している。プロ通報者の通報は、通報の活性化に寄与する点もあるが、零細事業者に通報が集中する傾向がある。

プロ通報者の主な通報は、①食品集客業における営業場外での営業、②薬事無資格者の医薬品販売、③鶏肉の未包装販売、④飲食店の禁煙ステッカー未付着となっている。

内部者による公益通報の比率が低い。通報件数の合計9695件のうち、内部通報の比率は286件で2.9%に過ぎない。

社会的に意味のある通報は、内部者による通報がもとになることが多いことを考慮すると、公益申告者保護法の主要目標である内部者による公益通報の活性化が十分に得られていないことを示唆している。例えば、2013年の新コリ原子力発電所の制御ケーブル試験成績書偽造事件、2014年のセウォル号事件等は、韓国社会に及ぼした影響が大きい事件であったにもかかわらず、内部者による公益通報は行われなかった。

(3) 今後の課題

公益通報制度が、韓国社会を清廉な社会にするための要素となるには、以下の事項等を重点的に検討する必要があると認識されていた。

- 公益通報制度の対象となる法律の拡大
- 報奨の拡大。国家予算を勘案して、非金銭的な褒賞(勲章、褒章の授与等)も考慮
- 自己申告による責任減免を、行政処分にも拡大
- 通報者情報を漏えいした場合の重罰化
- 両罰規定の導入

3 まとめ

韓国では、公益申告者保護法の条文は完璧であるが、運用がまだ追いついていないという認識で一致しているようである。通報の活性化・運用改善の点からも公益通報制度の強化を検討している状況を確認することができた。韓国の伝統的な儒教思想における、「内部告発は裏切り」とのイメージを払拭しきれていないとのことであった。立法を担当する立法調査処の担当官は、法律の普及とともに、報奨制度と罰則制度の強化をめざし、内部告発は善であり、国民の一人一人が、社会を清廉化する義務があることを確認したいとのことであった。また、通報事実の調査の過程で、通報者の個人名が明らかになるのは避けがたいため、通報被害を防ぐには罰則を強化するしかないと考えているとのことであった。

日本においては、消費者庁が実施したアンケート 調査結果から、通報するにあたって不利益を受ける のではないかとの大きな不安をもっていることが確認 できている。また、ヒアリング調査結果においては、 公益通報後に受けた不利益の内容が列挙されている。 我が国の公益通報制度を実効あるものとするために は、まず公益通報者に対する不利益取扱いの禁止を 実効あるものとしなければならない。

そのためには、韓国法で規定されているように、 不利益取扱いの禁止違反に対する罰則の導入を検討 すべきではないだろうか。

また,通報者が安心して通報でき,企業の自浄作用を強化するという観点からも,通報者に対する民事上・刑事上の責任の減免規定の導入も必要であると考える。

INTERVIEW: インタビュー



漫画家・エッセイスト

柴門ふみまん

人気漫画家柴門ふみ氏は、ウィキペディアによると、「女性青年漫画家の草分けの一人」と位置づけられている。1980年代の終わりから1990年代にかけてのバブル期に、「同・級・生」「東京ラブストーリー」「家族の食卓」「あすなろ白書」「非婚家族」などを次々とヒットさせ、それらはテレビドラマ化されて、街に、家庭に流れていった。昨今は瀬戸内寂聴氏の「美は乱調にあり」を漫画化したり、怪談専門誌に怪談漫画「奉納人形」を掲載したりと相変わらずの精力的なご活躍である。 (聞き手・構成:味岡 康子)

―― 柴門さんは徳島のお生まれですが、徳島県人の気質 はどういうものですか。

おっとりしてのんびりして明るいですね。でもケチ かなあ (笑)。北と南でちょっと違うかもしれません。

――ネットでは、徳島女性の性格というのは、働き者で活動的、経済観念も発達しているが、気が強く、やや素直さに欠けるところはあるとありました。

要するに働き者でしっかり者ですね。男がちゃらんぽらんで(笑)全然しっかりしていないので。

――よく土佐の方は、男性がいいかげんなので、女性が、 かあちゃんたちがしっかりしているといいますね。

でも、徳島と違って、土佐の男は大酒飲んでもしっかり魚釣りしているイメージありますけどね (笑)。 徳島はわりと温暖なのです。

--- ご両親はどういう方でいらしたんですか。

祖父は一代で事業を拡大した人ですが、その子供 が母を含め3姉妹だったので、婿養子を3人取った という女系家族です。私を含め、そこに孫が6人、 男の子1人で5人女だった。だからいつも女だらけで 女が強かったんですね。他方、父はもう60代のうちに 亡くなりました。

柴門さんのごきょうだいは?姉が1人の2人姉妹です。

――小学校前,小学校時代,中学校時代そして高校時代,振り返ってご覧になると,一番楽しかったころはいつごろですか。

小学校ですね。小学校は、徳島大学、今は鳴門教育大に変わりましたが、当時は徳島大学教育学部附属というところに通っていました。徳島市は、川の中洲が発達してできた町なので、市内いたるところに川が流れていて、小学校も川のそばにあって、授業中、窓から川を見たり、家に帰ったら友達と川の土手で遊んだり、楽しかったです。

--- 泳ぐこともできたんですか。

泳ぐのは少し上流の方に行かないと。市内の川は無理ですね。でも、普通に自然に親しんで、楽しかったです。それと本を読むのが好きだったので、市立図書館に通ってよく本を借りてきて読んでいました。

―― 柴門さんはご自身の年表によると、小学校5年で グループサウンズに目覚めてテンプターズのレコードを買ったと。小学校5年というのは早いですよね。

3つ違いの姉がスパイダースのファンだったんです。 私はテンプターズの方のファンで、テンプターズの LPも買いましたね。

―― 次に、小学校6年でフォーク・クルセダーズのファンになり、レコードを買われたと。でもフォークルって 結構、変化球じゃないですか。

『帰って来たヨッパライ』が大ヒットして, 『イムジン河』とか 『悲しくてやりきれない』 などヒットが立て続けだったんですよ。

――でも小学校6年で熱中する(笑)。

ちょっと人よりおませかもしれないですが、それも 姉の影響だと思いますね。姉は音楽が好きで、ロー リング・ストーンズとかビートルズを聴いていました ね。背伸びして姉にちょっと追い付きたかったのかも しれない。

――漫画に夢中になったのは、いつぐらいですか。

まず小学校ですね。小学校低学年のころは本当に 漫画が大好きでした。6歳年が離れた女のいとこが いて、読み終わった少女漫画を全部くれました。 『りぼん』『なかよし』とか、たぶん『マーガレット』 とか『少女フレンド』だったと思うんですけど。

―― ああ、何か懐かしい名前が(笑)。

それをもらって、何度も何度も繰り返し読んでいましたね。そのうち少年漫画も読むようになって、手塚治虫先生とか石ノ森章太郎先生の、ちょうど『鉄腕アトム』とか『サイボーグ 009』の時代でした。少年漫画の方が好きだったかもしれないです。

――小さいときに漫画に夢中になる場合に、漫画を描き たいという場合と、描かないけどもっとその世界に浸り たいという場合があると思いますが、どちらでいらしたんですか。

当時、私を含め、お絵描きの好きな女の子たちは一生懸命、少女漫画の牧美也子先生とか、わたなべまさこ先生の女の子たちの顔をまねして描いていました。それがだんだん今度は漫画雑誌の1ページをそのまま模写し始めました。それでコマを割って、せりふも書いて、下手ですから、そんなそっくりは描けないんですが模写するのが好きだったんですね。それで何ページかまねして描いているうちに、まずせりふを変えたんですね。このせりふじゃなくてこっちがいいんじゃないかなと。次に絵を変え始めたんですよ。ですから途中から全然違うストーリーになっていったんですね。

--- 柴門ふみさん自身の漫画になっていったわけですね。

全然違う結末の漫画に変えたりした。それが始まりだと思います。そうしてだんだんその登場人物の顔、男と女の顔だけもらって、いきなりオリジナルストーリーを描くようになった。それが小学校3年生ぐらいでしたね。

――中学2年のときが昭和45年、大阪万博のあった年です。まさに日本が高度成長に向かうときで、世の中が熱気にあふれて、元気がよくて華やかな、そういう感じというのはおありでしたか。

何せ田舎でしたから、徳島は、そういう日本がわき返っていることが届かないんですよ。当時はすごく不便で、橋も架かってなくて、電車で行こうと思うと、徳島から東京まで7時間ぐらい。大阪とか東京がにぎやかな感じなのに、徳島はまったく死んだような町で(笑)。死んだってちょっと語弊がありますね。眠ったような町でした。よく言われたのは、徳島の人は阿波踊りの4日間だけ目が覚めて、残りの361日は寝ているって、まさにその通りなんですよ。私は中学生のころにもうその徳島が嫌で、退屈で死にそうだったので、とにかく徳島を出たいと思いだしたのが中学2年ぐらいですね。

柴門ふみさんの近著



『美は乱調にあり』

柴門ふみ 原作・瀬戸内寂聴 文藝春秋/2014年5月22日発行

大正期最大のアナーキストにして、危うい魅力を放ち幾多の女性と浮名を流した大杉栄と、彼の妻となり、共に甘粕事件で虐殺された「青鞜」最後の編集者伊藤野枝。女性の自立を志し、大いなる愛と情熱を胸に時代を駆け抜けた野枝と「青鞜」の女たちに刺激を受けて「『東京ラブストーリー』の赤名リカのキャラクターを考えた」と言う柴門ふみさんが、大杉と野枝の生き方を描いた瀬戸内寂聴さんの原作を漫画化。百年前のお話とは思えぬ瑞々しさと新鮮さ、野枝や大杉の躍動感あふれる姿は、現代に通じる瑞々しさ!

―― 高校に入り、一条ゆかりさんの『デザイナー』にとても影響を受けたとおっしゃっています。

実は、しばらく中学、高校のとき漫画をあまり読んでなかったのですが、高校2年か3年のときに、『りぼん』が今面白いと勧められて読んだら、一条ゆかり先生の『デザイナー』という漫画の連載が始まっていて、めちゃくちゃ面白かったんですね。それまで少女漫画というと、ちょっとグズでドジでダメな普通の女の子が、なぜかかっこいいバスケット部のキャプテンに好かれてしまうみたいな、そういうかわいい女の子の主人公が主流だったのですが、その『デザイナー』は、主人公の亜美という女がクールで、大人で、人を踏み台にして、野心でのし上がっていくような女で。

――何か映画の『プラダを着た悪魔』みたいな?

悪女というか、つまりにくたらしい女が主人公で、ちゃんと読ませる物語なのがまず一番驚いたんですね。それと、少女漫画ではありますが、ベッドシーンはあり、大人の嫉妬とか恋愛感情がちゃんと描かれていたんです。これがすごく面白くて、こういうことが表現できるんだったら漫画を描きたいなとそのとき強く思いました。

--- **一**条ゆかりさんはまだご活躍ですか。

元気で、素晴らしいです。1949年生まれの現在65歳ですが、あのころの先生は、高校生にならないぐらいの14~15歳でデビューしているんです。里中満智子先生はデビューが中学生か16~17歳じゃないですか。当時は、少女に気持ちが近くて、少女の気持ちがよく分かる、読者に一番近い年齢の人がデビューして、実は20歳になると引退みたいな。私が中学生のときは、少女漫画界はまだアイドルみたいな世界だったんですよね。

―― そのアイドル界というのは?

里中先生,一条先生。それがちょっと変わるのが, 萩尾望都先生,大島弓子先生,竹宮惠子先生あた りが一条先生と同世代なんですけど,少女漫画の違 う方向性を開拓されていったんですね。非常に文学 性が高い少年愛的なものを。私はもっとリアルな恋 愛の方に興味があって,そちらにはあまり行かなかっ たんです。

――昭和50年にお茶の水女子大に入学して、漫画研究 会に入られたそうですが、漫研は部員が何人ぐらいいた んですか。

INTERVIEW: インタビュー

私が入った年はまだ漫画研究会がなくて、漫研が 創設された年でした。当時の2年生の2人が創設者 です。それに私と、私の同学年がもう1人いたのかな。 私は漫画好きが集まって、漫画について語り合うと ころと思って入ったんですよ。そうしたらいきなり先 輩が、漫画描きなさいと。私は、鉛筆で小学校3年 のころ描いていましたけど、あとは全然描いていない ので、分からないと言ったら、教えてあげますと言わ れ、初めてそのときに、つけペンというペンを使って 全部教えてもらって漫画を仕上げました。

―― それで『平凡パンチ』とか朝日新聞に作品が載った そうですね。

『平凡パンチ』は漫画でなく、女子大に漫研ができたということの取材を受けて、写真が載りました。朝日新聞は大学漫画研究会がリレー形式で漫画を載せていたときがあり、それにギャグ漫画のタッチで、寮の門限だから帰らなくちゃいけないという私の4コマ漫画が掲載されました。

― 大学3年、昭和52年に、弘兼憲史さんと会って、 アシスタントを始められたそうですが、弘兼さんの印象は いかがでしたか。

彼は10歳年が離れていて、私が20歳のとき29歳か30歳だったんですが、サラリーマンを辞めて漫画を描いている人でした。学生ですからすごく大人に見えましたね。

―― そうすると弘兼さんというプロの漫画家と出会って、 漫画を描く上で、目からうろこ的なことというのはあり ましたか。

目から本当にうろこが落ちましたね。それまでほかの大学の漫研の人と交流もあって、お互いの作品の見せ合いはしていたのですが、初めてプロの原稿を見て、線とか仕上げがこんなにも美しいのかとびっくりしました。うちの夫は絵が特にきれいですが、新人のときからすごくきれいな線を引いていましたね。

――大学4年でプロ漫画家を目指したというふうにお聞き していますが、卒業1年目の昭和54年に漫画家デビュー されましたね。

漫画家になれる自信がなかったので、大学4年のときは、大学院に進もうか就職しようか考えていました。でも私の時代というのは私が地方から出てきていましたし、就職は全然なかった。大学院もみんなが目指していたし、特に私は美学美術史が専攻だったのでそこも多分難しそうで、どうしようかなと、大学4年の春ごろ、ぼんやり考えていたときに、たまたま同人誌の私の作品を見た講談社の人が、プロになる気があるんだったら作品を持っておいでと言ってくれて、それでもうこれに賭けようと思い、就職もやめ大学院もやめて、新人賞用の漫画を大学4年の夏に描きました。それで秋に持っていったところ、面白いから載せてあげるよとなりました。

―― それで卒業2年目の昭和55年に弘兼さんとご結婚 されました。その結婚の決め手というのは何でしたか。

アシスタントに行って仲良くなっていたんですが、彼は売れっ子の漫画家でもないし、連載もそんなになくて、暇が多くて、原稿料も安かったですし、果たして漫画家としてやっていけるかどうかも私は分からなかったんですが、ただこの人は漫画家になれなくても、何をやっても生きていける人だなと思ったのが決め手です(笑)。

―― 弘兼さんは、外から見ると理想的な夫像に見えます けど。

夫としてはまったくだめでしたね。とにかく家族と 過ごすのは正月3日間だけ。ずっと仕事場にいて、 家に戻ってこず、仕事場で寝泊まりして、子供のため に休みを取ることはほぼゼロでしたね。家庭に対して はもともとあまり興味のない人だと思います。

―― でもそれだけ仕事をしてくれれば、亭主元気で留守 がいいじゃないですけど。

家事と育児は全部私に来るわけですよ。エネルギッシュで、明るくて、屈託はない人ですが、ただ後始末する家族が大変ですね。

―― それはしっかり者の柴門さんが引き受けるということで。

いろいろなことを全部丸投げされるので、私は自分の仕事もあるから大変なんです。

――そのご苦労はわかるのですが、漫画家のお仕事は、 家事、育児と両立しやすいかなと西原理恵子さんなどを 見ていて思うのですけど、それはいかがですか。

漫画家ですけれども、私は仕事の時間を10時~5時と決めていたので、朝、子供の朝ご飯とお弁当を作って、行ってらっしゃいと言ったら私も仕事場に行って、それで5時に戻ってきて、ご飯を作って一緒に食べて、宿題を見てお風呂に入って、おやすみなさいというのをやっていましたから。

――保育園に入っていたんですか。

家のすぐそばに、歩いて3分ぐらいのところに幼稚 園があったので、そこに入れ、送るのは私が行ってい ましたが、母にお迎えなど頼んでいました。

―― 働く女性は、自分の母親が補助してくれないとなか なかしんどいですよね。

しんどいです。無理でしたね。

―― 恋愛論に詳しい柴門さんからみて、現在、結婚前の 男女が一番悩んでいることは何だと思われますか。

結婚前の男女は、まず相手がいないという人が結構いますね。それとお金がなくて結婚できないという人もいる。女性の場合、結婚したら仕事を辞めなきゃいけないのかということで悩んでいる。この3つだと思いますね。

―― 現在はだんだん恋愛のハードルが低くなり、例えば

恋愛のノウハウも情報があり、男女の別も、既婚か未婚かという一夫一婦制もあいまいになり、そうすると恋愛は盛んになるのか、むしろ衰退していくのか、どちらだと思われます?

今,何か恋愛って衰退していますね。あまりに自由になり過ぎると,人はふぬけになるんだなと思います。極限状態に行くと,生き延びるために本能が出てくる。恋愛は色気とか,やっぱり本能部分だと思うんです。だから韓流の韓国の男優さんがすてきと日本の女性は思う。韓国の男性ってみんなやはり色気があるんですよ。徴兵があることの影響もあると思いますし,儒教が厳しいので,ストイックだと思いますね。

― タブーがまだあるんですね。

日本だとあまりにも自由で甘やかされていて自分を 追い込めてないので、まだ色気などの本能が眠った まま、子供のまま、未成熟なまま40歳ぐらいになっ ている男女が多いような気がしますね。

--- 男女ですか。

女もですね。まだ少女のまま 40歳で、もちろん出産もせずに、気付いたら 40歳だったわみたいな人が増えていると思います。やはり生殖本能が未発達なので、なかなか結婚して子供をつくるまで行かないから、少子化なんじゃないかなと思いますね。

―― 恋愛はセックス, 生殖行為の端緒でしょうが, 恋愛 のときには, 違う文化なり違う世界なり, そういうものを 獲得したいという欲求もあると思いますが, 弘兼さんは 違う文化がありました?

彼は山口県の人ですけど、あまりにも異文化で最初 はびっくりしましたね。

――山口県の方って結構男社会の気風ですか。

そうです。どっちかというと男を立てる。それで男 はやっぱり天下を取らなきゃみたいな、そういう風土 です。

INTERVIEW: インタビュー

今,何か恋愛って衰退していますね。 あまりに自由になり過ぎると,人は ふぬけになるんだなと思います。極限 状態に行くと,生き延びるために本能が 出てくる。恋愛は色気とか,やっぱり 本能部分だと思うんです。

柴門ふみ



長州藩で天下を取ったんですものね。

男なら、とにかく中央に行って天下を取らなきゃという県なんですよね。佐藤栄作、岸信介ら、政治家がいっぱい出ていますね。

―― 異文化でいうと、お付き合いをして一番最初にショックだったことは?

あまりにも昔のことですが(笑)。旅行に行くときは、ぼろぼろで捨ててもいいような下着、シャツとパンツで行って、向こうのごみ箱に捨ててくるとトランクが軽くなって、そこにお土産物が入れられる、というのを聞いたときにびっくりしました。また、アシスタント時代に一番驚いたのは、田舎のお母さんから手紙が来ると、読んだらぱっとごみ箱にすぐ捨てたことです。何で捨てるんですかと言ったら、いや、もう読んだからというので、これはすごいなと(笑)。下着も親の手紙を捨てられるのも、合理主義の人だからでしょう。私はそれがちょっと冷たい部分があるなとは思うんですけど。私は旅先でお掃除に来た人が、何でこんなのを捨ててあるんだと見られる方がよっぽど恥ずかしいと思うんですけどね(笑)。

最後に、弁護士や司法界に対する注文やご意見がありましたらお願いします。

刑事事件の裁判のニュースを見ると、事実はそうかもしれないけれど、今の時代の人の気持ちは違うのに、古い日本の家族制度、つまり明治時代に作られた常識レベルでまだ裁かれているのかと思うことがあります。例えば女性が何かに巻き込まれたときに、彼女は風俗店でバイトをしていたので、男に殺されても文句はないという流れに持っていくのは違和感があります。娘時代から複数の男性の出入りがあるとイコールふしだらみたいな図式ができている。それはもう偏見のレベルですよね。複数の男性が出入りしても、短期間で本当に好きになって別れて、本当に真剣に人を愛して別れたのかもしれないのに、何でそういうことを短絡的に言うのかなと感じることはありますね。

プロフィール さいもん・ふみ

徳島県出身。漫画家、エッセイスト。お茶の水女子大学在学中から、 弘兼憲史氏のアシスタントを務め、1979年に漫画家としてデビュー。 「東京ラブストーリー」「家族の食卓」「あすなろ白書」「お仕事です!」 「華和家の四姉妹」「同窓生〜人は、三度、恋をする〜」など著作 は多数あり、ドラマ化されたものも多い。「最後の恋愛論」(角川書店) などエッセイストとしても活躍。

2014年 IBA 東京大会ランチレセプション 報告 World City Bar Leaders Lunch Reception

国際委員会委員 井上 乾介 (61 期) 同 川勝 明子 (62 期)

界最大の法曹団体である「国際法曹協会」 (International Bar Association:略称IBA) は、毎年10月ころに、世界各国の都市で年次大会 を開催している。2014年の年次大会は、10月19日 から10月24日までの日程で、東京(会場:東京国 際フォーラム)で開催され、世界各国から6000人 を超える法曹関係者が参加した。

当会は、IBAの団体会員であると同時に、ロンドンやパリなど世界の大都市弁護士会の役員が集まって共通の課題について話し合う「世界大都市弁護士会会議」(Conference of World City Bar Leaders:略称WCBL)の設立メンバーでもある。

回、IBAの年次大会に合わせ、WCBLに加盟する弁護士会の会員が東京に多数訪れることを機に、WCBL加盟弁護士会の会員を中心に招待し、弁護士会および会員の相互の親睦を深め、あわせて当会を国際的にアピールすることを目的として、IBA期間中の10月22日、帝国ホテル「孔雀の間・南」で、ランチレセプションを開催した。

日は、あいにくの小雨交じりの天候であったにもかかわらず、IBA年次大会の午前のセッションが終わった正午過ぎから、WCBL加盟弁護士会の会員らが、レセプション会場前のホワイエに、続々と集まってきた。

ホワイエでは、当会の萩原園子会員がヴァイオリン, 北澤香織会員が電子ピアノを演奏し、来賓を歓迎する華やかな演出がなされた。開場を待つ間、参加者はドリンクを片手に自己紹介を交わし、開場と

ともに新しく知り合った弁護士会員とめいめい自由 にテーブルについた。

ランチレセプションの会場には、一足早い紅葉の樹木がほどこされ、日本の秋らしさが上品に演出されるとともに、プロの演奏者による琴の演奏があり、「和」の心地よい雰囲気をより一層盛り上げていた。

食事は、天ぷら、寿司やそば等、帝国ホテルの一流シェフによる日本食がバイキング形式でふるまわれ、参加者は舌鼓を打っていた。

回のランチレセプションには、当会が友好協定を締結しているパリ、シカゴ、香港の各弁護士会をはじめ、ロンドン、ブラジル、アムステルダム、バルセロナ、ブリュッセル、ミラノ、モントリオールなど、WCBL等を通じて当会と交流が深い世界各都市の弁護士会から総勢42名が出席した。

当会からは、髙中正彦会長、栗林勉副会長をは じめとする理事者、石黒美幸委員長をはじめとする 国際委員会委員および公募で参加した当会会員あわ せて53名が出席した。

参加者がほぼ着席した午後1時過ぎから、当会国際委員会のアンドレアス・ミュラー委員、田中優子委員の司会により、当会、パリ弁護士会、ロンドン弁護士会の挨拶が順次行われた。

まず、当会の髙中会長から、海外の弁護士会および会員に対する歓迎の言葉が述べられた。続いて、日本最大の単位会として、WCBL、IBAをはじめと



する国際的な活動に積極的に取り組んでいることの 紹介がなされ、今回のランチレセプションを機にます ます相互の交流を深めていきたいと挨拶が述べられ た(髙中会長の挨拶の同時通訳は、廣瀬元康委員 が務めた)。

続いて、パリ弁護士会のDominique Borde氏から、 今回のランチレセプションへの招待に対する感謝の 言葉が述べられ、あわせて弁護士が「法の支配」の 理念を実現する担い手として自覚と責任を持つこと が重要であるとの力強いスピーチがなされた。

最後に、ロンドン弁護士会のAlasdair Douglas 会長からも、招待への謝辞が述べられ、「法の支配」の理念を共有する世界の弁護士会、および各弁護士会員が今後も国境を越えて協力し、世界規模に拡がるビジネスの発展のために積極的に活動して行こう、との呼びかけがなされた。

その後、スクリーンに過去のWCBL大会の写真 が投影される中、参加者は、自由にテーブル を移動し、旧交を温めたり、新たに出会った弁護士 会会員と名刺を交換し、互いの業務について質問を したりするなどして、大いに交流を深めていた。

小職らも、同席したパリ弁護士会やアムステルダム 弁護士会の会員らと、東京近郊の観光の名所から、 各国の法曹界の実務、各弁護士会の在り方、互い の専門分野についてまで、多岐にわたる情報交換を した。

このうち、租税法を専門とするパリ弁護士会員から、フランスでは、会社が銀行に税金の還付金請求権を債権譲渡した案件について、譲渡後の還付請求が、公法上の請求として行政裁判所の管轄になるのか、私法上の請求として民事裁判所の管轄になるのか、が大きな論点になっている、と興味深い話を聞くことができた。

長式 後に、当会理事者と海外からの参加者が集合しての記念撮影(*表紙裏にカラー写真を掲載)が行われ、約1時間半のランチレセプションは大盛況のうちに散会した。お土産には手拭いをお渡しした。海外からの参加者からは口々に「非常に良いレセプションだった」との感想が聞かれ、当会の存在を国際的にアピールすることができたものと感じた。



ニュース&トピックス

News & Topics

広報委員会市民交流部会の活動報告 中央大学法科大学院の見学会に参加して

広報委員会委員 小峯 健介(57期)

広報委員会市民交流部会では、毎年、約30名の一般公募による「市民メンバー」に向けて様々な企画を実施しており、その企画の一つとして、法科大学院見学会があります。これまで各法科大学院のご協力のもと、國學院大學、中央大学、早稲田大学の各法科大学院見学会を実施してまいりました。

今年度は、平成26年10月30日に、中央大学法科大学院の見学会を実施し、当日は、市民メンバー18名、引率担当弁護士5名が参加しました。

最初に、法科大学院教授から法科大学院制度導入の経 緯や現状の問題点等についてご説明があり、続いて、当部 会の部会員から法科大学院制度の基礎的な事項について簡 単にご説明を行いました。市民メンバーの方は熱心に耳を 傾けていました。

次に, 法科大学院担当者による案内のもと, 図書室や自 習室内部を見学しました。学生が実際に勉強する場を見学 できる貴重な体験となりました。

その後、本企画の最大の見せ場である授業見学が行われました。これは、法科大学院において実際に行われている授業を見学するもので、市民メンバーの方にとってはもちろんのこと、引率している私にとっても、普段体験することのできない貴重な機会でした。

今回見学したのは、模擬法廷教室にて行われる刑事模擬 裁判の授業でした。市民メンバーの方のうち数名は法壇の 上の裁判員席から、それ以外の方は傍聴席から授業を見学 しました。

授業の内容は、学生が裁判官役・検察官役・弁護人役に分かれて刑事裁判手続を実演し、手続が一通り進行した 段階で担当教授から学生に向けて解説コメントがなされるというものでした。元刑事裁判官の担当教授によるコメントは、単に教科書的な知識を説明するというものではなく、実務



的に生じうる派生的な問題点にも言及するものであり、引率している私にとっても勉強になる内容でした。何よりも印象に残ったのは、コメントを聴きながら熱心にメモをとっている市民メンバーの方が少なくなかったことです。

そして最後に,通常の教室に場所を移して質疑応答が行われました。市民メンバーからの素朴な質問に対して,法科大学院教授や担当者から丁寧なご説明をいただきました。

本企画の趣旨をご理解いただき、本企画の実現にご協力 をいただきました中央大学法科大学院の関係者の方には、 この場をお借りしてあらためて御礼申し上げます。

広報委員会市民交流部会では、広報活動の一環として、 市民の方に司法や弁護士・弁護士会等をより身近に感じていただくため、部会所属の会員の引率のもと、司法に関連する施設(裁判所・検察庁・弁護士会・刑務所等)の見学会や、裁判傍聴会、弁護士との懇談会等を企画し実施しております。

手前味噌で恐縮ですが、これまでにご参加いただいた市 民メンバーの方からは、普段見学する機会の少ない施設等 を引率担当弁護士による解説つきで見学できることなどから 毎年好意的な評価をいただいております。

ご興味のある会員の方は, ぜひ広報委員会市民交流部会にご参加ください。

第29回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

東京弁護士会人権賞選考委員会(委員長 福田泰雄一橋大学教授)は、2014年度の人権賞受賞者を決定し、昨年12月11日に司法記者クラブで発表した。受賞式は2015年1月9日の当会新年式で行われる。受賞者のプロフィールは次のとおりである。

○ 故・神 美知宏氏(2014年5月9日逝去)

1934年生まれ。全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)会長。ハンセン病市民学会共同代表。17歳で発病し、神奈川県の大島青松園に入所。1995年に全療協の事務局長に就任し、2010年に全療協会長に就任。全国13療養所の入所者の処遇改善や、偏見と差別のない社会を求める運動の先頭に立った。2014年5月9日、滞在先の群馬県草津町のホテルで倒れ、搬送先の病院で亡くなる(享年80歳)。

○ 故・谺 雄二氏(2014年5月11日逝去)

1932年生まれ。ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会(全原協)会長。ハンセン病市民学会共同代表。7歳で発病し、国立療養所多磨全生園(東京都東村山市)に入所。1951年国立療養所栗生楽泉園(群馬県吾妻郡)に転園。1962年詩集「鬼の顔」出版。1999年原告として東京地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を提訴。2014年5月11日、肺癌のため群馬県草津町の国立ハンセン病療養所栗生楽泉園で亡くなる(享年82歳)。

○ 故・本多 良男 氏(2014年5月14日逝去)

1941年生まれ。全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会(被連協)元事務局長。東京都内の法律事務所に事務員として勤めていた1984年、クレサラ被害者の会「太陽の会」を弁護士らと設立。1998年に被連協の事務局長に就任。47都道府県に被害者の会を組織する一方、ヤミ金融被害撲滅に取り組み、2003年、指定暴力団山口組系のヤミ金融「五菱会」摘発に貢献。多重債務問題への社会的関心を高める運動を通じて、グレーゾーン金利撤廃や貸出総量規制を盛り込んだ改正貸金業法の成立(2006年12月)につなげた。改正法成立後もクレジット・サラ金被害者救済の取り組みを行った。享年73歳。

○高柳 友子 氏

1966年生まれ。医学博士。社会福祉法人日本介助犬協会事務局長,日本身体障害者補助犬学会理事,横浜市総合リハビリテーションセンターリハビリテーション科医師。1997年,介助犬の社会における理解と普及を目指した活動と,介助犬とともに暮らす障害者の社会参加・社会復帰を推進することを目的に非営利団体「日本介助犬アカデミー」を設立。2003年社会福祉法人日本介助犬協会を設立し,事務局長に就任。医師の立場から補助犬法の啓発活動および介助犬の普及・啓発活動を行っている。2005年には補助犬分野の発展と社会啓発,学術的発展を目的に日本身体障害者補助犬学会を設立,理事となる。著書に「介助犬」(角川書店出版),「介助犬を知る」(名古屋大学出版会),「動物と福祉」(明石書店)などがある。

議長席に座って

常議員会議長 塚越 豊(31期)



はじめに

平成26年度の常議員会で議長に選出された塚越豊です。 常議員は今回で3回目になります。もう常議員になることはないと思っていましたが、会派の勧めにより、立候補 することになりました。

議長は副議長とともに常議員会での公平にして充実した 審議のために尽力する責務を負っています。理事者の職務 とは根本的に違います。すべからく先の大義の下に職務を 行わなければなりません。その意味で、ありきたりのこと しか申し上げることができず、申し訳なく思っています。

議長席からの風景

さて、議長席に座り感じたことがあります。議長席は全体を見渡せるので、皆様の表情をよく拝見できます。総じて、常議員の皆さんは説明や質問、意見等を集中してお聴きになっておられます。そして特に問題のない案件については質問や意見等もまったく出ないときもありますが、採決ではきっちり意思表示をされ、常議員会としての総意は確実に形成されています。

本年度は激論が戦わされた案件はありませんでした。弁護士会をとりまく状況は大きくダイナミックな変化が見られ、たとえば法律相談センターを巡る問題は弁護士会の将来がかかっている面もあり、様々な意見が戦わされるべき問題です。このような案件の場合は、常議員会は活況を呈します。案件ごとに活況度の濃淡はありますが、問題を深く検討された上での奥が深く鋭い質問・意見は極めて大事です。

議長は、議事進行を司りますが、充実した審議を願って おりますので、質問や意見が議場を飛び交うと喜びに満た されるものがあります。

理事者にさらに飛躍してもらう必要性

さて、常議員の質問や意見ですが、理事者に説明や意見陳述をしてもらう中で問題点がさらに深まり、同時にその年の理事者や次年度以降の理事者に対する常議員会という集団の思考を形成し、方向性を打ち出すために必要不可欠な側面があると思っております。波風が立たない常議員会は、その意味で理事者の緊張感を削いでしまう可能性すらあります。理事者にさらに真剣になってもらい、さらにアップした力量による運営を担ってもらうためにも常議員会の総体的な力量のアップは必然のものです。

議長にも副議長にもそのための工夫が必要と日頃考えていますが、なかなかそれが結びついていないのではないかという自分自身の能力不足、努力不足を常に感じています。

議長に就任しての変化

それから、議長になって、事前の議案や資料の検討に時間を割くようになりました。必然、質問したい、それなりの意見を言いたいという思いが出てくることがあります。しかし議長は質問や意見を述べることができず、議場での質問と意見に期待します。こうした思いはなかなか思索的で楽しい思いでもあります。私にとっては議長に就任して初めて体感した発見のようなものです。

さらに存在感を

常議員会は折り返し点を大きく越えました。常議員会での質問の応酬,異なった意見の開陳は,会全体を緊張化させ,同時に理事者の意欲をアップさせ,常議員としても充実感を抱かせるものです。各常議員がさらに存在感をもって,活躍されることを願ってやみません。

質問のす>め一初めて常議員になられた方へ

常議員会副議長 芹澤 眞澄(43期)



自己紹介―常議員会とのかかわり―

私が常議員になったのは、今年度が3回目です。

1回目は、弁護士登録の翌年の1992年度で、弁護士会のことはほとんどわからない状態でした。しかし、当時は若く(笑)、意欲は人一倍あり、失笑をかう質問も多々しましたが、「とにかく毎回質問すること」を自分に課して実行しました。常議員会後1週間位自分の質問を思い出してはひとり赤面していた記憶もあります。投票をしてくださった(と思われる)会員に、毎回常議員会の報告のお手紙を作成して郵送していました。未熟ながら精一杯取り組んだ思い出があります。

2回目は2007年度で登録16年目でした。1回目と2回目の間に、子どもが3人生まれて、弁護士としての仕事の傍ら、地元地域で保護者として活動する時間ももっていましたが、3番目の子どもが小学校にあがる前年の暮れに、会派から声がかかり常議員に立候補することにしました。2回目の常議員の後、弁護士会を別の観点から考えてみたいと思い、翌2008年度に東弁監事をつとめました。そして今年度は、3回目の常議員で、副議長を拝命しています。

2014 年度の常議員会の構成

2014年度の常議員会は、29期から65期までの会員で構成され、20期代は1名(1.25%)、30期代は5名(6.25%)、40期代は19名(23.75%)、50期代は21名(26.25%)、60期代は34名(42.5%)です。2011年度常議員は51名が50期以降だったそうですが、3年後の今年度は53期以降の会員は52名で65%を占めています。

そこで、初めて常議員になる方が常議員会の過半数を超 える可能性が今後も高いことから本稿のテーマを考えま した。

男女共同参画の観点からは、女性常議員は20名で25%を占め、2014年9月現在の女性会員の割合である約19%を超えています。より多くの女性会員が常議員に就任し様々な視点からの意見がでることを願います。

質問のす>め

常議員会を一層活発な議論の場とするために、初めて 常議員になられた方に向けて、自分の拙い経験から一言 述べさせていただきます。

常議員デビューをした年度に「毎回質問」という目標を課したことは今振り返ると、それなりに意味があったと思っています。質問をするためには事前に議案を読み、会派の打ち合わせに参加し、それでもわからないことを発見することが必要です。私は、「必ず質問をしなければならない」という奇抜な目標を定めたことで、毎回緊張感をもって常議員会に臨むことになり、かつ議案について理解を深めようとする癖がつきました。質問にきちんと答えていただけると納得して議決ができましたし、答えを聞くまでもないような質問をした場合には赤面しましたが度胸は身につきました。非常に自分のためになったと思います。今年度はあと3か月ですが、常議員を経験できる機会は貴重なので、ぜひ1月以降、「質問」を試みていただきたいと思います。

第34回

東京弁護士会市民会議

2014年10月6日開催

議題。ロースクールの現状と今後の課題



2014年度2回目となる第34回市民会議は,「ロースクールの現状と今後の課題」というテーマで行われた。初めに、上田智司当会法曹養成センター委員長代行、大西雄太同副委員長、関理秀同副委員長、酒井圭同委員、四宮啓弁護士法人渋谷パブリック法律事務所客員弁護士を講師に迎えて、法科大学院制度の現状と課題について説明がなされた。その後、意見交換がなされた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介 する。

1. 法科大学院制度と法曹養成制度について

津山: 法科大学院制度は司法改革の3本柱の1つとして作られたが、今のままでは法科大学院がやせ細ってしまい、多様な人材の確保が難しくなってしまう。それは合格率の問題なのか、法科大学院の問題なのか。

法科大学院の理念は間違えていないと思う。しかし、 そのような理念に基づいて臨床法学を熱心にやってい る法科大学院で、合格率が伸びないことが問題。

神津:司法制度改革の諸要素はとても重要だが、法 曹養成制度については曲がり角に来ていると感じる。 法曹養成制度の中で、法科大学院を作ったことだけ が理想に向かっているが、その周辺や肝心の司法試 験がそれについていっていないので、法科大学院が 浮いてしまっているように感じる。

社会における医師を養成するという司法改革の理念からすると、渋谷パブリック法律事務所で行っているリーガルクリニックはまさにそれにあたると感じる。一方で、文科省・中教審の出した法科大学院に対する「公的支援の見直し」の指標と点数をみると、社

会にとっての医師を養成するという理念のかけらも感じられない。もう一回原点に帰るということを強く打ち出していかないと、ずるずる後退してしまうと思う。 江川:文科省・中教審の出している法科大学院の組織の見直しの類型を見ると、表の下の方は早くやめてくれと言わんばかりで、愕然とする。多くの法科大学院が募集をやめるなどの状態になってきたということは、制度として失敗の部分があったと思う。その失敗の根本原因を分析しないまま、目の前の現象の対応に四苦八苦している印象を受ける。

試験と教育は、変えるのであれば、両方を変えなければならない。教育は変えようとしているが、試験は変わったのか。試験が変わらなければ、受験者は合格しなければ始まらないから、そちらに行くのは当たり前。試験をどういう方向に変えようとしているのかが見えてこない。

法曹養成を長いスパンで考えるなら、法科大学院 は合格するための勉強に特化して、司法修習を長く するという議論はないのか。

後藤:この10年間, それぞれが自分のところでできることは一生懸命やってきたと思う。法科大学院も, 臨床法学もやり, 試験に受かるような教育もしてきたが, 制度的な限界を超えられなかったのだと思う。これだけ大きな制度改革で, まだ10年しか経っていないところで判断していいのかと思う。

2. 司法試験合格者数と法曹の需要について

津山: 地方で弁護士の仕事の需要がないというが、 地方のひまわりや法テラスの弁護士が非常に忙しい という話と矛盾するように思う。法科大学院世代の

市民会議委員 *敬称略

阿部 一正 (日鉄住金総研株式会社相談役)

江川 紹子 (ジャーナリスト)

岡田ヒロミ(消費生活専門相談員)

神津里季生(日本労働組合総連合会事務局長)

後藤 弘子(千葉大学法科大学院教授)

津山 昭英 (朝日新聞社ジャーナリスト学校顧問)

長友 貴樹 (調布市長)

弁護士は、従来から地方でやってきた弁護士と弁護士像が違うのではないかと思う。法科大学院世代の 弁護士に期待している。

阿部:企業内弁護士が増えて、今まで法の光が当たっていなかったところに光が当たるようになった。事件が起きてから対処するのではなく、どうしたら事件が起きなくて、余計なコストを生じず豊かな社会にできるのかということにつながっている。他の業界でもそういうことはたくさんあると思う。

我々も、企業に入るが、その企業に合わなければ、別の企業に行ったり、別の仕事をやる。法律の資格をとったから法律の世界だけでやるという考え方ではなく、合わなければ別の世界に行けばいい。そういうことを考えると、定員を絞るべきではない。

長友: どういう養成システムをつくるかと、資格をとった人が食べていけるかは、別々に議論する話ではない。

今後の弁護士の活動領域として、公的サービスの 分野は極めて有望だと思う。調布市では、専門的な 方のアドバイスを得て、他の自治体を視察に行き、 そこで雇われている人にもインタビューをして、組織 内弁護士を受け入れる方向で模索している。

自治体の関係者を集めて、自治体の組織内弁護士 が体験談を語るセミナーをすれば、多くの自治体関 係者が集まると思う。

岡田:司法制度改革の導入時は、市民がトラブルを 抱えていても、どこにいけばいいのかわからないとい う実態だったから、弁護士を増やして、公設事務所 等をつくってきた。ところが、弁護士が増えているい ろな機関ができたら、事件が減ってきた。しかし、 私は、パイをみんなで分け合ったから減ったのではな く,本当は事件自体が増えているけど弁護士にたどり つけていないのではないかと思う。

法曹三者や関係者は、裁判が減っている原因は何かを研究するべき。消費者センターで、相談者に対し、これは弁護士の仕事だと思って誘導しても、弁護士のところに行ってくれないことがある。また、弁護士のところに相談に行っても、何か不満を持って帰ってくることもある。そういう事件の当事者が、どこに行って、どういうふうに解決されているのかの究明が必要だと思う。

江川:弁護士の仕事は、裁判や事件だけではないという認識が世の中に拡がるべき。

例えば、学校には、モンスターペアレントやいじめの問題があり、弁護士に相談したいという需要はある。 民間から学校に行った校長先生は、学校にリーガルサービスがないことに愕然とする。教育委員会には顧問弁護士がいるが、教育委員会は必ずしも一校一校のことに真剣に取り組んでくれるとは限らなくて、立場が対立することもある。各学校に校医がいるように、スクールロイヤーが必要。「事件にしないための需要」は、実はあるのに、世の中に届いていないと思う。

後藤:司法改革の理念を忠実に実現すれば、法科大学院で3年間教育して、司法研修所は要らないはずだが、すべてが中途半端だった。人数の問題も、弁護士もさることながら、裁判官も検察官も倍にすればよかった。また、法曹資格があれば国家公務員になれるなど、全体として法曹を活かす制度をつくればよかった。しかし、他の制度はつくらないで、法科大学院だけをつくってしまったので、そのしわ寄せが一番弁護士会に来ていると思う。

近時の労働判例

~労働法制特別委員会若手会員から~

第25回 東京高裁平成26年2月27日判決

(レガシィほか1社事件:労働判例1086号5頁) 専門業務型裁量労働制(労基法38条の3第1項6号)の適用要件

労働法制特別委員会研修員 藤井 希 (66 期)



1 事案の概要

Y1社は会計事務代行業務等を目的とする株式会社, Y2は税理士法人であるが,代表者はいずれもAで同一地に所在し,従業員もほぼ同一である。

原告 X は、Y1 及び Y2 双方との間で、税理士の補助業務を行うスタッフとして入社し、確定申告に関する業務、土地等の簡易評価の資料作成業務等を行った。 X は、Y らに入社した時点で公認会計士試験に合格していたが、実務補修が未了だったため、公認会計士資格を有しておらず、税理士資格もなかった。

Yらの就業規則には、専門業務型裁量労働制の定めがあり、労使協定で税理士法に定める業務をその対象としていたため、Xにもこれが適用され、時間外労働についての割増賃金は一部しか支払われなかった。Xは、Yを退職後、専門業務型裁量労働制が適用されないことを前提に未払割増賃金等の支払いを請求したのが本件である。

2 本件の主な争点

Xが、Yらに対し、時間外労働についての割増賃金の支払いを請求し得るか。

その前提として、Xの業務が、専門業務型裁量労働制の対象業務である「税理士の業務」(労基法38条の3第1項6号、同施行規則24条の2の2第2項6号、平成9年2月14日労働省告示第7号の13号)といえるか。

3 問題の所在

労働時間の算定は実労働時間によるが、労基法は、 実際の労働時間にかかわらず、一定時間を労働した ものとみなす3種の例外規定を設けている。

- ①事業場外労働みなし労働時間制(同法38条の2)
- ②専門業務型裁量労働制(同法38条の3)
- ③企画業務型裁量労働制(同法38条の4)

①は、労働者が事業場外で労働をした場合、実労働時間の算定が困難であることから、一定の労働時間を労働したとみなす制度である。これに対し、②及び③は、業務の性質上、業務の遂行方法について労働者の裁量に委ねる必要があり、使用者による時間管理になじみにくいことから、みなし労働時間制の適用が認められている。

本件は、②の適用が争点となったが、厚生労働省 令が同制度を適用できる業務(以下「対象業務」と いう)を19種類の業務に限定し、「税理士の業務」 をその一つに指定している。

Xの主張は、Xは税理士ではないので、「税理士の業務」を行い得ず、Xに専門業務型裁量労働制は適用されないというものである。

これに対し、Yは、Xは税理士法人であるY2の従業員として、実質的に税理士の業務に従事しているから、Xの業務は「税理士の業務」にあたり、専門業務型裁量労働制が適用されると反論した。

そこで、「税理士の業務」という文言の解釈について、 税理士の資格を有する者が行う業務として厳格に解 釈すべきか、労働者が事実上行っている業務の内容 に基づいて実質的に解釈すべきかが問題となった。

4 判旨の概要

本判決は、「専門業務型裁量労働制の対象となる 『税理士の業務』とは、税理士法3条所定の税理士と なる資格を有し、同法18条所定の税理士名簿への登 録を受けた者自身を主体とする業務をいうと解するの が相当である。」と判示し、専門業務型裁量労働制を 厳格に解釈した。

5 判決の理由

本判決は、上記判断の理由として、「労働基準法の 平成5年改正によって、(中略)対象業務の規定方法 が例示列挙方式から限定列挙方式に変更された趣旨 は、裁量労働制が労働者が実際に労働した時間を問 題としないで、労使協定によりあらかじめ定めた時間 働いたものとみなし、割増賃金の支払を不必要とする というものであり、賃金面で労働者の不利益となる可 能性がある制度であるため、その対象業務をできる限 り明確化すべきことにあったと解され」「現行の専門 業務型裁量労働制は、以上の基本的仕組みを引き継 いでい」ることを挙げた。

そして、「『税理士の業務』が専門業務型裁量労働 制の対象とされた趣旨は、税理士が法律上の国家資 格として専門性が確立していると考えられることに着 目したものであり、行政解釈においては、ここでいう 『税理士の業務』を法令に基づいて税理士の業務とさ れている業務をいい、税理士法2条1項所定の税務代 理, 税務書類の作成, 税務相談がこれに該当すると 解していること(労働省労働基準局長通達平成14年 2月13日基発第0213002号), 税理士の業務につい ては、税理士法52条により、税理士又は税理士が社 員となって設立する税理士法人(税理士法48条の2 及び4)でない者が行うことが制限されていて、税理 士又は税理士法人以外の者が業として他人の求めに 応じて税務代理、税務書類の作成等を行うことは許 されないこと、また、税理士の業務は、公認会計士、 弁護士あるいは建築士の業務等と並んで、いずれも 専門性の高い国家資格を要する業務であることに基づ くものであることに照らせば、」上記のように解するの が相当であると判示した。

また、「税理士の業務」を「実質的に解釈することに なれば、『税理士の業務』概念の外延は曖昧となり、対 象業務の明確性が損なわれてしまうから,専門業務型 裁量労働制がその対象業務について限定列挙方式とい う仕組みを採用した趣旨が没却されることになり,相 当でないというべきである。」と、Yらの主張を退けた。

6 本判決の検討

専門業務型裁量労働制は、残業代削減のために使用者によって濫用される可能性がある。そこで、対象業務は19業務に限定され、導入には労使協定の締結等の手続きが必要となるなど、厳格な要件が課されている。

それにもかかわらず、「税理士の業務」を、被告主張のように実質的に解釈すれば、同制度が適用される労働者が無限定に広がり、同制度についての規制が無意味となってしまうおそれがある。

したがって、本判決のように、「税理士の業務」を 限定的に適用する解釈は妥当であると考える。

専門業務型裁量労働制の対象業務には、弁理士、不動産鑑定士、公認会計士や弁護士等の士業が複数列挙されている。これらの業務も資格及び登録を要する点で税理士と同様であり、本判決の判断が参考となる。しかし、企業は、このような厳格な裁量労働制の規制は働き方の多様性を失わせるとして要件緩和を求め(ホワイトカラー・エグゼンプション)、昨今の大きな政治課題となっている。他方で、わが国における長時間労働の健康被害は依然深刻で、昨年6月には、過労死防止に関する基本法が成立した。裁量労働制のあり方については、今後も、活発な論議が必要である。

なお、本判決では、Yの残業代の支払いの是非については法令上の解釈に困難があったこと等を理由に、原審が認めた付加金20万円の支払いを否定し、また、遅延損害金についても賃確法6条2項を適用し、商事法定利率の6%に止めていることに注意が必要である。

東弁往来

第37回 栗原ひまわり基金法律事務所





栗原ひまわり基金 法律事務所 (宮城県栗原市)

仙台弁護士会会員 三森 祐二郎 (63 期)

2010年12月弁護士登録。東京弁護士会に入会。当会在会中には、新進会員活動委員会に所属。2012年6月に仙台弁護士会へ登録換え、現在に至る。

1. はじめに

栗原ひまわり基金法律事務所は、平成20年8月に、 弁護士が一人もいない地域であった宮城県栗原市に、 久保田恭章弁護士(久保田弁護士は東京弁護士会の 支援により設立された都市型公設事務所(北千住パ ブリック法律事務所)で養成を受けられた方です)に よって設立された事務所です。

私は、平成22年12月に東京弁護士会に弁護士登録し、東京パブリック法律事務所(同事務所も東京弁護士会の支援により設立された都市型公設事務所の一つです)において司法過疎地域で活動するための養成を1年5か月にわたり受けた後に、平成24年6月に仙台弁護士会へ登録換えし、平成24年8月に栗原ひまわり基金法律事務所の2代目所長に就任しました。

当事務所の現在の人的体制は,弁護士1名,事務職員1名になります。

2. 栗原市について

(1) 栗原市は、人口約7万3千人、宮城県の内陸北部に位置し、面積の8割近くが森林や原野、田畑で占められた岩手・秋田両県に接する自然豊かな田園都市です。自然豊かな土地のため、カエルやカマキリ、クワガタなどの来客が事務所にあることもしばしばです。私などは、クワガタとかを見ると、ついつい童心に帰ってしまいます。

県内最大となる面積800平方キロメートルを超える市内には、北部には奥羽山脈に属する標高約1627メートルの名峰・栗駒山がそびえ、東西には追川が貫流し大地を潤しています。この原稿を書い

ているこの時期(10月)は、栗駒山の紅葉が見頃を迎え、登山客や紅葉狩り、ツーリングなどで賑わっています。

栗原市の自然を語るときに忘れてはならないのが 地震です。平成20年6月の岩手・宮城内陸地震, さらには平成23年3月の東日本大震災と甚大な震 災に二度も見舞われましたが,今では穏やかな景色 が戻りつつあります。

気候ですが、降雪量には市内でも地域によって 差があるものの、山間部以外は比較的雪が少なく、 夏場は夜になると涼しい風が吹き、年間を通して過 ごしやすい気候です。梅雨の季節でも、気温が低い ことから湿度で不快に感じることは全くありません。

栗原市の特産は、お米(ひとめぼれ)です。米 どころならでは地酒もおいしく、種類も豊富です。 新米の季節には、新米とともに漢方和牛や自然薯、 高原大根などの特産物に舌鼓を打ちます。

栗原市内には、東北新幹線のくりこま高原駅や 東北自動車道の築館ICなどがあり、仙台をはじめ とする東北各地へはもちろん、東京へのアクセスも 非常に便利です。市内での交通手段は、自家用車 やバスが主たるものになっています。

- (2) 栗原市で生活されている方の人柄は、私の多分の 主観によりますが、純粋、勤勉、真面目、温厚と いう言葉で言い表せるかと思います。
- (3) なお、世間ではご当地のゆるキャラが流行していますが、栗原市にはマスコットキャラクターの「ねじりほんにょ」がいます。「ねじりほんにょ」とは、刈り取った稲を棒掛けして乾燥させているものです。

米どころ栗原ならではのマスコットキャラクターとして、栗原市PR担当主事を担っているそうです。

3. 栗原ひまわり基金法律事務所での活動に かかわる司法インフラ事情について

(1) 当事務所のある栗原市を管轄する裁判所は、仙台地方・家庭裁判所古川支部と築館簡易裁判所です。前述のように栗原市は約7万3千人の人口や広大な土地面積を有するものの、裁判所は築館簡易裁判所(独立簡裁)しかありません。

このため、当事務所で依頼を受ける事件の多くは 当事務所から車で40分程度の距離にある仙台地方・ 家庭裁判所古川支部(宮城県大崎市)に係属する ことになります。

ただ、合議事件、労働審判事件、民事執行事件 については同支部においては取り扱っていないこと から、車で1時間ほどの距離にある(高速道路利用 の場合の時間です)仙台地方裁判所本庁に係属す ることになります。

なお、少年事件に関連してですが、少年鑑別所は仙台市内にしかありません(当事務所からは高速道路を利用して1時間40分ほどかかります)。

このため、何をするにも車でそれなりの時間の移動を伴うと言っても過言ではありません。

(2) 栗原市内に法律事務所を構えるのは私のほかは おひとりだけです。

4. 栗原ひまわり基金法律事務所における活動について

(1) 事務所で依頼を受ける事件の概要

自己破産事件を中心とした債務整理事件,離婚や相続などの家事事件,被疑者国選・被告人国選事件といった刑事事件,裁判所から依頼される破産管財事件などが当事務所において依頼を受ける数の多い事件です。

(2) 事務所外での活動

栗原市では自殺率が非常に高かったこともあり、 市が様々な団体等と連携を行い積極的に自殺対策に 取り組んできています。この連携のために立ち上げら れた市の自殺防止対策連絡協議会の弁護士委員の 1人として初代所長の頃から委嘱を受けており、私も 現在この委員となり、協議会へ出席し報告をする、 この対策の一環として行われる無料法律相談会に参 加するなどの活動をしています。

また、私は仙台 弁護士会の自死問 題対策PTの委員 になっていますが、 同PTの委員の有 志の方々が参加さ れている社会福祉 法人仙台いのちの



電話主催の無料法律相談会に、先輩の委員の方に誘っていただいたことをきっかけに参加しています。

この他に、東日本大震災に関連する活動として 法テラス被災地出張所・南三陸での相談担当をほぼ 毎月1回行っています。

5. 赴任から現在までを振り返って ~この記事を読んで興味を持たれた方へ

非常に充実した幸せな時間を送ってこられたのでは ないかと思っています。

それは、敬愛する栗原市民の方々や周辺地域の方々のために、その社会内ではほんの一部を構成するものに過ぎないとはいえ、欠くことのできない部分の活動を自分がしていることを実感してこられたからです。また、多くの人達と出会い、出会った人達が将来に向けて変わっていこうと歩み始められた姿を見届けることができたからです。

また、具体的な仕事の内容面などで言えば、東京ではできないような、若手弁護士であっても破産事件の管財人に選任されたり、自治体の委員に任命されたりしたことによる仕事ができたこと、関係機関の人達とざっくばらんに話をしながら仕事をするというようなことができたことも充実感につながっているかと思います。

最後になりますが、ひまわり基金法律事務所への赴任は、しがらみの少ない若手の弁護士の方でなければなかなか難しいことかと思います。また、ひまわり基金法律事務所の数は、赴任された先輩方の定着などにより昔に比べ少なくなってきています。今回、この「東弁往来」を読まれて、少しでも興味を持たれた若手の弁護士の方には、時機を逸することなく、是非ひまわり基金法律事務所に赴任していただきたいと思います。そして、弁護士人生における貴重な経験のひとつにしていただければと思います。

今. 憲法問題を語る一憲法問題対策センター活動報告一

第43回 表現の自由についての一局面―北星学園脅迫事件―

憲法問題対策センター副委員長 菅 芳郎 (45期)

1 事件の概要

事件は、朝日新聞が、1991年8月に済州島におけるいわゆる「慰安婦狩り」に関する故吉田清治氏の体験談について、これを疑うことなく記事にしたことについて、2014年9月にこの記事が裏付け取材なしに記事にしたものであり、その後の調査で「誤報」であったことが判明したと認めたことに端を発する。

その記事を書いた元記者が教員として在職する札幌市厚別区所在の北星学園大学に対し、2014年3月以降、同教員が朝日新聞の記者時代に書いた従軍慰安婦に関する記事を理由に、同教員を解雇ないし退職させることを要求する電話やファックスが繰り返され、特に同年5月及び7月には、要求に応じないと学生に危害を加える旨の脅迫文書が届くなどの事態に至った。さらに、インターネット上には、同教員の家族に関する情報が、実名や顔写真入りで掲載され、脅迫的文言が書き加えられた(以上、同大学ホームページによる)。

2 憲法上の問題と弁護士会の対応

同大学に対するこのような行為が刑法上の犯罪にあたるものであることはもちろんであるが、それらが大学の所属学生の生命・身体に対する危害を予告しつつ大学の所属教員の解雇等を迫る点において、大学の自治に対する侵害でもある。同時に、それが、民主主義の根幹をなす、表現の自由に対する強い攻撃である点において、憲法上重大な問題を含んでいる。さらに、インターネット上における、元記者の家族のプライバシーに対する侵害行為は、それが当該個人自身だけでなくその家族をも巻き込んだ違法行為である点で、悪質性がきわめて強い。

当会は、札幌弁護士会に続いて、本件に関する会長声明を2014年10月23日付で発表して、表現の自由及び大学の自治の重要性を訴えている。

3 表現の自由をめぐる新たな問題

近時、いわゆる「ヘイトスピーチ」などのような、

他人の権利自由を害する表現行為が「表現の自由」 の名のもとに保護されるべきか、という表現の自由の 保障の範囲に関する問題が取りざたされているが、こ のような表現行為自体を表現の自由のもとで保護しな いことを明示する国もある点で、我が国においても新 たな問題として議論となっているところである。

たしかに、表現の自由は、それが民主政を支える不可欠な自由である点で、その制限については慎重でなければならない。しかし、本件の各行為は他人の生命身体の自由やプライバシーの権利を侵害し、大学の自治を侵害する単なる犯罪行為であり、そもそも表現の自由の保障のもとにあるとは言い難いものである。

すなわち、仮に不正確な報道やその是正に不適切な問題があったとしても、その是正は、いわゆる自由市場における健全かつ適正な批判や報道機関の自主的検証や訂正に委ねるべきであり、犯罪的な違法な手段によることは許されるものではない。むしろこのような行為は、単なる違法な行為であるにとどまらず、自由市場における是正作用に委ねることなく、脅迫によって表現の自由を攻撃するものである点において、自由市場における健全な競争ルールを無視するものであり、表現行為を萎縮させるだけでなく、表現の自由の存立基盤自体を損なう行為であって、これを放置してその蔓延を許すことは健全な情報流通を阻害し、民主主義の抑圧につながるものというべきである。

4 根底にある固有の問題

なお、本件については、この誤報訂正は、いわゆる 「吉田証言」及び済州島における「慰安婦狩り」の事 実の有無をめぐる問題にとどまり、このことが、かつ て日本軍による従軍慰安婦に関する組織的強制が一 切なかったことを示すものではないことはもちろんのこ と、いわゆる「歴史問題」を含めて、さらなる検証と、 冷静な対応が必要であり、果たすべき責任については 適切に受け止めて行くべきであることは言うまでもな いことである。

66 期リレーエッセイ

1年間を振り返って

- 1 弁護士登録して早1年が経過した。本当にあっという間で、またこれほど緊張して過ごした1年もなかった(初めて法廷に出たとき、緊張でしゃがれた声で訴状を陳述したことを覚えている)。平坦な1日などなく、(やらかしっぱなしの感もあるが)本当に刺激的な毎日を過ごさせていただいた。また、事務所の弁護士の方々、事務員の方々、委員会や研究会の先輩の方々には弁護士業務について色々と御指導いただき、たまには修習時代の同期、ロースクール時代の同期と息抜きに付き合ってもらうなど、周りの方々にも恵まれた。これに甘えることなく、次の1年も努力していきたい。
- 2 私の事務所は、いわゆる消費者被害事件を主に 扱う事務所であり、その中でも金融商品(まがい 商品)の被害にあった方の救済に力を入れている。

被害者がお金を騙し取られるケースは様々である。中には、私達が代理人になっているにもかかわらず、依頼者の家まで押しかけていき、訴訟を取り下げろ、弁護士を解任しろなどと複数人で迫るという悪質な手段を使う場合もある。私が担当した事案でも同じようなことがあり、依頼者の自宅まで行って状況を正確に理解してもらえるよう説得するなど、自分なりにできるだけのことは試みた。色々な努力をしても、こちらの思いが伝わったり伝わらなかったりで、やりきれない思いになったりもする。

また、債務名義をとったとしても、債権回収に あたっては、そもそも財産が探知できない、探知 できたとしてもその執行に法的な問題がある等、





様々な障壁がある。その障壁を乗り越えるために は様々な工夫をこらさなければならず,日々勉強し ているところである。

3 日々の業務に忙殺される中,楽しみにしている こともある。

私は、同じく金融商品取引被害案件を扱う先輩の方々の研究会に参加させていただいている。全国の弁護士の方々が担当された事件の報告や、レジェンドと言われている大先生のお話を聞くことができる貴重な機会で、本当に勉強になる。

さて、この研究会、年4回ほど日本各地で開催される(昨年1年は、仙台、高崎、奈良、佐賀(唐津)で開催された)。また、金曜日と土曜日午前中というスケジュールで開催されるため、週末が丸々空いている。そこで、日本各地を観光する絶好の機会なので、ひそかに個人的な楽しみを持って参加することにしている。

奈良大会では、風光明媚なローカル線に乗車した。佐賀大会では、釣り竿を持参し、早朝と空き時間に砂浜で釣りをしていた(釣果については、そっとしておいていただきたい)。懇親会や研究会後の昼食で、各地の名物や名酒を堪能できることも大きな楽しみの一つである。

次回の研究会は長崎で開催される。まだ一度も行ったことがないので、何をしようか、どこを観光しようかと今から楽しみにしている(なお、あくまで勉強のために研究会に参加しているのであり、決して、遊びに行っているわけではないことはお断りしておく)。

わたしの修習時代

紀尾井町:1948-70

湯島:1971-93

和光:1994-





弁護士生活の礎

会員 髙津 陽介 (64期)

1 給費制最後の修習生

64期と言えば、給費制最後の修習生である。本来は我々の期から貸与制へ移行することが予定されていたが、急転直下、貸与制への移行が延期され、無事給費をいただけることになったという数奇な運命をたどった期である。給費制のありがたみをかみしめつつ、私は「誘われたら断らない! できるだけたくさんのことを経験する!」ということを心がけた。具体的には、部屋にテレビを置かず、常に外へ出かける準備を万端にする体制を敷いた。その結果、テレビを見る習慣がなくなり、現在もなお我が家にテレビはない。現在では、諸先輩方に「うちにはテレビがないんです」と言うと、「最近の若手はそんなに困窮しているのか!」と驚かれてしまうという、あまり笑えないリアクションが返ってくる。

2 にぎやかな東京 3 班

前期修習のない我々世代は、東京修習のような大規模庁で、しかも第1クールが弁護修習の場合、一般的に「集まる機会が乏しく、仲良くなるのが難しい」と言われている。しかし、今は司法試験合格前からロースクールを中心としたネットワークができあがっているし、メールという便利なツールもある。我々東京3班も、修習が始まる前から「班飲み」が開催され、多くの同期が集った。初顔合わせの時から、飲めや、語れや、歌えや、踊れの大盛り上がりで、「我が同期は何て個性的なんだ!」と非常に驚いたものである。その後の修習で「にぎやかな東京3班」と言わしめることになった由縁である。にぎやかな飲み会は、現在でも夜な夜な繰り広げられている。

3 東日本大震災

64期でもう一つ特徴的なことは、修習中に東日本大震災が発生したことである。東京地裁の裁判官室の窓から、丸の内の高層ビル群がグラングランと横に揺れている光景を目の当たりにし、戦慄を覚えたものである。同期の中には、地震発生直後からボランティアとして東北に駆けつける者もいて、感銘を受けた。私も遅ればせながら、原発事故損害賠償の弁護団に参加し、避難者の生活再建の一助となるよう活動を行っている。

4 集合修習

集合修習であるが、教官たちの自身の経験談を交えた 講義は、毎日、目から鱗の連続だった。弁護教官に対し て、「どのような時に仕事のやりがいを感じますか?」と 聞いたところ、「弁護士は依頼者から感謝されるのはある 意味当たり前。それはそれで嬉しいけど、本当に達成感 を感じるのは、依頼者から話を聞いて、事件に見通しを 立てて、それがそのとおりに進んでいって見通しどおりの 結果が出た時」とおっしゃっていた。法による紛争解決 専門家の矜持として、座右の銘とさせていただいている。

集合修習期間中には、司法研修所のグラウンドで、 埼玉修習や神戸修習の同期たちと野球の試合を行った。 ここで野球の才能を見い出された私(?)は、その後、 東京三会の弁護士からなる東京ローヤーズ(本誌52-53 頁に関連記事あり)へ入部し、なぜか野球に夢中に なっている今日この頃である。

5 終わりに

こうしてみると、まさに文字どおり修習時代の経験 たちが今の弁護士生活の礎となっている。お世話になった先輩法曹には感謝してもし尽せない。

お薦めの一冊

『Q&A インターネットの法的論点と実務対応 第2版』

東京弁護士会インターネット法律研究部編 ぎょうせい 4.500円(本体)

インターネット関連法律問題の 百科事典としてお勧め

会員 **高橋 輝美** (31 期)



皆さん、「マトリックス」という映画をご存知だろうか。 20世紀末の1999年に公開され大ヒットしたアメリカ 映画である。キアヌ・リーブスとキャリー=アン・モス が現実世界と仮想世界を行き来する。その連絡手段と して今はなきノキアの携帯電話が重要なアイテムとして 注目を集めた。そこではコンピュータ制御された膨大な データ(プログラム言語)が一面の滝のように猛烈な 勢いで上から下に流れている。今でいうビッグデータ そのものである。15年前、この映画を見た当時はSF 世界の絵空事としか思えなかった。 それが、21世紀に 入ってからのインターネットの急速な拡大とIT技術の進 歩、携帯電話やスマホの普及によって身近で現実のも のとなった。今やインターネットや電子メールは社会的 インフラとして必要不可欠であり、我々弁護士も公私 ともお世話にならない日は一日も無いという状態だ。 依頼者や顧問先との連絡の大半は電子メールであり、 調べものは先ずGoogle検索というのが当たり前の日常 生活である。

当会のインターネット法律研究部による標題の書籍の第1版は、9年前の2005年5月に発刊された。その当時インターネット関連の判例はまだまだ少なくプロバイダ責任制限法が2002年に施行されて間もない時であり、インターネット関連の法律問題も黎明期であり啓蒙的な内容だった。それから約9年間のインターネットを取りまく環境の急激な変化は刮目すべきものがある。実際、皆さんの業務でも顧問先や依頼者から、ネットで誹謗中傷された、会社のパソコンで社員のネット利用を制限すべきかどうか、社内メールを閲覧していいか、クラウドサービスは安心して利用できるのか、情報漏洩の心配はないか、ネットオークションで注意すべきことは何か、会社のSNSが炎上しない対策は、など様々な相談を受けることがあると思う。そんな時、本書の該当箇所をひもとけば大いに役に立つ情報が満載である。網羅

的でありながら、それぞれの項目がQ&A形式で読みやすく実務的で中身の濃い内容になっている。判例も平成25年の判決が多数引用検討されており、特に巻末の参考判例集は最新の判例データベースとして大いに参考になるし、この分野の専門用語についても末尾の事項索引から逆引きすることもできるので便利である。

本書は大部なので通読するよりも必要に応じて該当 箇所を読むという百科事典的使い方が向いている。実際に相談を受けたとき、どんな問題をはらんでいるか、 具体的にどんな対策を講じる必要があるか、裁判所に はどう申し立てればいいか、次々に沸いてくる疑問に的 確に応えてくれる内容になっている。

第1章のインターネット上の表現行為とプロバイダ責 任制限法では、サイト管理者に対する削除請求と経由 プロバイダに対する発信者情報開示請求の詳細な解説 と仮処分申立書と証拠保全申立書の参考書式があり, 初めての人でも自信をもって対処できる内容である。ま た、第3章のクラウドサービスでは、利用契約の特色と サービスレベルアグリーメント(SLA)の免責規定の有 効性やクラウドベンダーにデータ消失防止義務の無いこ となどが紹介されている。情報流出を防止するために組 織的、人的、物的、技術的の4つの安全管理措置があ ること。そして、第4章の検索エンジンでは、サジェス ト機能やいわゆる「忘れられる権利」問題についても最 近の判例をふまえて詳細に解説されている。そのほかラ イフログの利活用サービスとプライバシー権、個人情報 保護の問題. 最近よく耳にする「ビッグデータ」の活 用問題, インターネットと選挙対策まで, 最新の話題 にもきめ細かく検討が加えられている。本書を一読すれ ば世界中で一日に生み出される一人あたり1ギガバイト の情報が「21世紀の新資源」として大いに注目される 反面、その取り扱いには様々な問題があり今後の検討 課題とされていることも大いにうなずける。

コーヒーブレイク~拡大版~



日弁連野球決勝大会 (2014.10.25-26 @岩手県営野球場)

東京ローヤーズが2連覇達成!!

会員 安田 伸一 (56期)

東京弁護士野球クラブの概要

(メンバー, 雰囲気, 練習・試合の状況・入部方法など)

東京弁護士野球クラブ(通称:東京ローヤーズ)は、期・野球歴にかかわらず、東京三会の弁護士であれば誰でも入部は可能。現在、部員は60名ほど、女子マネージャー1名。雰囲気は、野球以外では和気藹々、野球では勝ちにこだわり、ダメなプレーにはお互い厳しく指摘し合い切磋琢磨している(罵り合いではない)。入部は安田(TEL 03-6261-2401)まで連絡いただければ随時参加可能であるし、毎年、東弁の新入会員歓迎会ではブースを設けて案内している。

3月から11月までの毎週末、練習ないし練習試合を行っており、公式戦として、裁判所・検察庁との法曹野球(年2回)、税理士会・会計士会との三会対抗(年1回)をはじめ、他の弁護士会チームとの対抗戦(三都対抗戦、関越大会)があるが、毎年秋に開催される日弁連野球の決勝大会(地方予選を勝ち抜いた8チームで争われる)制覇を最大の目標として活動している(年間の総試合数は40程度)。

試合結果レポート

(1回戦)

1回戦は強豪横浜との対戦。中村博監督のコメントのとおり(53頁),2年間勝てていない苦手な相手であったが、エース千葉投手(会員59期)が横浜打線を封じ、完封勝利を収める。

	1	2	3	4	5	6	7	計
東京	0	0	3	0	0	0	0	3
横浜	0	0	0	0	0	0	0	0

〈準決勝〉

準決勝は大阪戦。2014年夏の対抗戦で敗れている相手だが、序盤に大阪のミスと野尻選手(一弁62期)のタイムリーで得たリードを、倉持投手(一弁51期)、村松投手(二弁65期)のリレーで守り切る(時間制限により6回で終了)。

	1	2	3	4	5	6	7	計
大 阪	0	0	0	0	3	0	_	3
東京	0	4	0	0	0	0	_	4

〈決勝〉

決勝は、これまた2014年夏の対抗戦で敗れている名 古屋。先制するもミスで追いつかれ、さらに勝ち越しを 許す苦しい展開ながら、先発の近石投手(会員64期) が立ち直り、打線がようやく相手投手をとらえ、最終回 の浅妻選手(一弁49期)の一打で逆転勝利を収めた。

	1	2	3	4	5	6	7	計
東京	1	0	0	0	1	0	3	5
名古屋	1	0	2	0	0	0	0	3

祝勝集会のレポート

盛岡市内の冷麺で有名な焼肉店で祝勝会が開かれた。 2014年の序盤は勝てず重々しい雰囲気が漂った時期も あったが、それが嘘のように皆晴れやかな気持ちで、美 味しいお酒と焼肉と冷麺を味わい、大いに野球の楽しさ を語り合ったのであった(焼肉店でも帰りの新幹線でも、 店員及び車掌から、それぞれ「他のお客様もいらっしゃ いますので」と怒られたことは言うまでもない)。

MVP を受賞した浅妻選手のコメント

たまたまチャンスに打順が回ってきた私が運良く賞をいただくことができましたが、本当にチーム全員で勝ち取った優勝だと思います。1回戦で横浜打線を完封した千葉投手、準決勝で2点タイムリーを放った野尻選手、ブルペンで何百球も投げながらスタンバイして準決勝と決勝で好リリーフをした村松投手は、いずれもMVP級の活躍だったと思いますし、決勝の最終回1点ビハインドの状況下で南東選手(二弁62期)がファールで粘りながら選んだ四球、その後一二塁間に技ありのヒットでつないだ石井選手(千葉県弁護士会46期)の打撃は、決勝での逆転劇を語る上で欠かすことのできない秀逸のプレイだったと思います。実に楽しく、充実した3試合でした。ベンチの雰囲気も最高でした。素晴らしい大会を設営いただいた岩手弁護士会の会員の方々、どうもありがとうございました。日弁連野球ばんざい!





試合終了後, 整列する選手たち

閉会式後

中村博監督(会員47期)のコメント

正直、2連覇を達成できてほっとしております。2014年1月の監督就任時に、「『ベテラン・中堅・若手』の力を集結した全員野球」をスローガンとして掲げましたが、最終的にそれが実現できたからこその優勝だったと思います。横浜とはここ2年間練習試合も含め勝てていない、大阪・名古屋とは、2014年7月の三都対抗戦でいずれにも敗北しているというプレッシャーの中での戦いで、すべての試合がそのスコア経過からも明らかなとおり緊張の連続でした。このような中で、3試合を勝ち抜くことができたのは、ここぞという時の集中力と勝利に対するどん欲さ

が、他のチームより勝っていたからだと思います。決勝戦終了直後に、チームの皆様に胴上げをしてもらい感無量でしたが、このような機会を経験させていただいた選手・チーム関係者に心より御礼を申し上げます。1999年度

~2008年度にかけて の栄光の10連覇の再 来を目標に、今後もさ らなる精進をして、「強 い東京」にすべくチー ム力の向上に努めてい きたいと思います。



胴上げされる中村監督

日弁連野球大会を取材して

LIBRA 副編集長 難波 知子 (61 期)

2014年10月25日, 臼井一廣LIBRA編集長とともに 岩手県盛岡市の岩手県営野球場へ行き, 日弁連野球決 勝大会を観戦した。

東京チームの試合は11時から、対戦相手は横浜で、私たち取材陣もベンチの中に入れていただいた。野球は全くの素人で、全くイメージが湧かないままベンチに入ったが、一番驚いたことは試合中メンバー全員がとても大きな声を出し、声を掛け合っていることであった。ベンチの中では皆とても真剣な様子で、知り合いの会員にすら気軽に声を掛けられなかった。

観戦した試合は東京チームが勝った(試合経過については野球部記事参照)。

ベンチの中で今回の大会パンフレットも見せてもらったが、各メンバーの「寸評」は、野球を知らなくても、その人について知らなくても、とても面白いので是非ご覧いただきたい。

試合後、日弁連野球連盟の吉川正也会長(札幌弁護 士会)にお話を伺った。 会長のお話によると、若手がどんどん増えてきて、レベルも年々上がっていっているということであった。昔はほとんどいなかった六大学野球経験者や、甲子園経験者も増えてきて、以前とはレベルが大きく異なるとのことであった。これも司法制度改革の予想外の効果の一つのようであった。将来は単位会ごとにひとチーム作り、さらに活性化させていきたいということであった。東京、大阪、名古屋のような大都市のチームが規模も大きく強いということなので、今後は、小さな単位会でも野球部会員が増え、高校野球のように全都道府県から出場し、試合を重ねていくことができるようになればよいと思った。

その後,19時から市内のホテル東日本で懇親会が行われた。この懇親会で次の日の試合の組み合わせを決めるということだったが、抽選が行われるかと思っていたら、わんこそば大会の結果によって決めるということだった。これは大変おもしろく、盛り上がった。郷土料理やゲームなど運営側の岩手弁護士会のチームも皆を楽しませるための工夫が素晴らしかった。業務とは別に、これだけ企画、準備していくことは大変だっただろう。

様々な世代の弁護士が一丸となり一生懸命戦う試合を 観戦させていただき、また、色々な方々から新鮮な話を お伺いでき、大変充実した一日となった。皆さん、あり がとうございました。

法律学

『法統計学入門 法律家のための確率統計の初歩』 Finkelstein. Michael Oakes / 木鐸社

外国法

『**ドイツ市民法史 新装版**』村上淳一/東京大学 出版会

『ゲルマン法史における自由と誠実 新装版』村 上淳一/東京大学出版会

『モンゴル法制ガイドブック』 趙勁松/民事法研究会

『ヨーロッパ地域人権法の憲法秩序化』小畑郁 /信山社

[Insurance & Reinsurance Law & Regulation]
O'Connell, Clive / Thomson Reuters

『オーストラリア会社法概説』加納寛之/信山 社出版

『イギリス当番弁護士制度調査報告書 逮捕段階の公的弁護を展望する―取調べに先立って弁護 人の援助を受ける権利の確立を目指して』日本 弁護士連合会/日本弁護士連合会

『中国の会計・税務・法務Q&A』 新日本有限 責任監査法人/税務経理協会

『シンガポールの会計・税務・法務Q&A 第3版』 新日本有限責任監査法人/税務経理協会

憲法

「憲法学のアポリア」 青柳幸一/ 尚学社 「権利保障の諸相」 大石真/ 三省堂 「希望への権利 釜ケ崎で憲法を生きる」 遠藤比 呂通/ 岩波書店

行政法

『法実務からみた行政法』吉田利宏/日本評論社 『Q&A新しい行政不服審査法の解説』 宇賀克 也/新日本法規出版

警察法

『徹底批判!! カジノ賭博合法化』全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会/合同出版 『風俗営業法判例集』大塚尚/立花書房

防衛関係法

『日米地位協定の改定を求めて 日弁連からの提言』日本弁護士連合会

税法

『日税研論集 税務行政におけるネゴシエーション 第65号 (2014)』 日本税務研究センター/日 本税務研究センター

『税金ガイド 英和対照 26年版』川田剛/財経 詳報社

『個人の税務相談事例500選 平成26年版』 表正良/納税協会連合会

『租税回避の事例研究 6訂版 具体的事例から 否認の限界を考える』八ツ尾順一/清文社 『「税務判例」を読もう! 判決文から身につくプロの法律文章読解力』木山泰嗣/ぎょうせい

ロの法律又草読解力』 木山泰嗣/ きょっせい 『こう変わる! 国税不服申立て』 青木丈/ぎょうせい

『法人税の理論と実務 平成26年版』山本守之 /中央経済社

『事例にみる相続税の疑問と解説』岩下忠吾/ ぎょうせい

『相続税調査であわてない「名義」財産の税務』 安部和彦/中央経済社 『要説住民税 平成26年度版』市町村税務研究 会/ぎょうせい

『要説固定資産税 平成26年度版』固定資産税 務研究会/ぎょうせい

民 法

『**下森定著作集 1 詐害行為取消権の研究**』下 森定/信山社

『最新根抵当権実務』青山修/金融財政事情研究会

『民法 (債権関係) 部会資料集 第2集〈第9巻〉 第60回〜第63回会議議事録と部会資料』商 事法務/商事法務

『契約書式実務全書 第2版 第2巻』大村多聞 /ぎょうせい

『事情変更法理と契約規範』吉政知広/有斐閣 『応用自在!契約書作成のテクニック』 みらい総 合法律事務所/日本法令

『ビルオーナーのための建物賃貸借契約書の法律 実務! 那須本間法律事務所/商事法務

『新しい家族信託 増補 遺言相続,後見に代替する信託の実際の活用法と文例』遠藤英嗣/日本加除出版

『設題解説戸籍実務の処理 改訂 8 入籍・分籍・ 国籍の得喪編』 竹沢雅二郎/日本加除出版

『弁護士・実務者のための後遺障害教本 整形外 科領域』 アジャスト後遺障害プロジェクト/アジャスト

『交通事故紛争処理の法理』 交通事故紛争処理 センター/ぎょうせい

商法・会社法

『現代企業法務 1 国内企業法務編』井原宏/ 大学教育出版

『「合同会社」設立・運営のすべて』 神崎満治郎 / 中央経済社

『詳解改正会社法 平成26年改正の要点整理』 新谷勝/税務経理協会

『新会社法エッセンス 第4版』 宮島司/弘文堂『金庫株の税・会計・法律の実務Q&A 第7版自己株式』山田&パートナーズ/中央経済社『取締役・執行役・監査役実務のすべて 平成26年改正会社法対応』 あずさ監査法人/清文社『会社法改正後のコーポレート・ガバナンス』 石山卓磨/中央経済社

『取締役会付議事項の実務』山田和彦/商事法務 『企業再編の理論と実務 企業再編のすべて』土 岐敦司/商事法務

『Q&A商業登記利用案内』土手敏行/金融財政事情研究会

保険法

『論点体系保険法 1 総則,損害保険〈第1条~ 第36条〉』山下友信/第一法規

『論点体系保険法 2 生命保険、傷害疾病定額保険、雑則〈第37条~第96条〉』山下友信/第一法規

生命保険判例集 第18巻』生命保険文化セン

刑法

「刑法 2 設題解説」法曹会

『Q&A でわかる外国人犯罪捜査 捜査手続編』 宇井稔/実務法規

『新·交通事故捜査の基礎と要点 改訂 付·交 通事故犯罪事実要点記載例』清水勇男/東京 法令出版

『死刑を考える』第一東京弁護士会死刑に関する委員会/第一東京弁護士会死刑に関する委員会『終身刑を考える』大阪弁護士会/日本評論社『矯正社会学』法務省矯正研修所/矯正協会『ルポ・罪と更生』西日本新聞社/法律文化社

司法制度・司法行政

『弁護士馬奈木昭雄 私たちは絶対に負けない なぜなら、勝つまでたたかい続けるから』 馬奈木昭雄/合同出版

『弁護士研修講座 平成26年度秋季 2』東京 弁護士会弁護士研修センター運営委員会/東京 弁護士会弁護士研修センター運営委員会

『証書の作成と文例 新版 改訂版 借地借家関係編』 日本公証人連合会/立花書房

『新・司法書士始末記』菱田徳太郎/日本評論社

訴訟手続法

『民事裁判における適正手続』戸根住夫/信山社 『書式不動産執行の実務 全訂10版』 園部厚/ 民事法研究会

『破産法比較条文の研究』加藤哲夫/信山社 『破産・個人再生申立ての実務』 東京三弁護士 会/東京三弁護士会

『実務に効く事業再生判例精選』小林信明/有 斐閣

『家事事件の法務・税務・登記』池田秀敏/新 日本法規出版

『家事紛争解決プログラムの概要』和田仁孝/ 司法協会

『刑事司法改革とは何か 法制審議会特別部会 「要綱」の批判的検討』川崎英明/現代人文社 『さらに一歩を!逮捕からの充実した弁護』日本 弁護士連合会/日本弁護士連合会

「刑事弁護 Beginners ver.2 実務で求められる 技術と情熱を凝縮した刑事弁護の入門書』 現代 人文社

『外国人刑事弁護マニュアル 改訂第3版』大木和弘/現代人文社

『国選弁護活動の手引き』第一東京弁護士会刑事弁護委員会/第一東京弁護士会

『刑事弁護実務 別冊書式編 平成26年版』司 法研修所/日本弁護士連合会

『刑事弁護実務 平成26年版』司法研修所/日本弁護士連合会

『**少年審判制度が変わる**』福岡県弁護士会/商 事法務

経済産業法

『ネットトラブルの法律相談Q&A』横浜弁護士 会/法学書院

『下請法ガイドブック 平成26年8月改訂版』 公正取引協会/公正取引協会

『東京証券取引所会社情報適時開示ガイドブック』東京証券取引所/東京証券取引所

『財務デューデリジェンスの実務 第4版』プライスウォーターハウスクーパース株式会社/中央経済社

『M&A実務ハンドブック 第7版 会計・税務・企業評価と買収契約の進め方』鈴木義行/中央経済社

『企業価値評価の実務Q&A 第3版』プルータス・コンサルティング/中央経済社

『インサイダー取引規制と未然防止策 取引事例 と平成25年改正を踏まえたポイント』川口恭 弘/経済法令研究会

『先物取引裁判例集 71』 先物取引被害全国研究会/先物取引被害全国研究会

『不動産賃貸管理の実務 改訂第4版』不動産総合研究会/週刊住宅新聞社

「マネー・ローングリング罪」城祐一郎/立花書房 「金融取引別高齢者トラブル対策Q&A」高橋恒 夫/経済法令研究会

『シンプル解説オルタナティブローン』 池田正嗣 / 金融財政事情研究会

『金融規制改革 銀行ガバナンスと証券投資勧誘 規制の展開』小川宏幸/日本評論社

『金融機関の反社取引出口対応』森原憲司/経済法令研究会

知的財産法

『知財高裁判例集 平成25年版』 知財高裁判例研究会/青林書院

『論点別・特許裁判例事典』 高石秀樹/中央経済社

『著作権法 第3版』岡村久道/民事法研究会『破綻する特許 裁判官、官僚、弁護士がどのようにイノベータを危機に陥れているのか』Bessen、James/現代人文社

労働法

『労使トラブル解決マニュアル』河野順一/酒井 書店

『わかりやすいパワーハラスメント裁判例集 増補版2』21世紀職業財団

『人間らしく働きたい!!』 岡山弁護士会平成 26年憲法記念県民集会実行委員会

『残業代請求訴訟反論パターンと法的リスク回避策 改訂版』高井重憲/日本法令

『「事業場外みなし労働時間制」の実務』 伊藤隆 史/日本法会

「過労死時代に求められる信頼構築型の企業経営と健康な働き方」 佐久間大輔/労働開発研究会 『合同労組・ユニオン対策マニュアル 改訂版』 奈良恒則/日本法令

『労働委員会の役割と不当労働行為法理』 道幸哲也/日本評論社

社会保障法

『相談・支援のための福祉・医療制度活用ハンドブック 平成26年補訂版』日本医療社会福祉協会/新日本法規出版

『精神保健福祉法講義 新版 第2版』大谷実/ 成文堂

医事法

『最新裁判実務大系 2 医療訴訟』福田剛久/ 青林書院

『生殖医療と医事法』甲斐克則/信山社 『病医院の相続・承継・合併の税務Q&A 第6版』 税理士法人山田&パートナーズ/中央経済社

衛生法

『夕バコ規制をめぐる法と政策』田中謙/日本評論社

『はじめてのワイン法』蛯原健介/虹有社

教育法

「学校に自由と人権を! 東京「君が代」裁判1次訴訟1800日の記録』東京「君が代」裁判原告団/東京「君が代」裁判原告団/東京「君が代」裁判原告団

『学校に自由と人権を! パート2 東京「君が代」 裁判・二次訴訟の記録』日の丸・君が代不当 処分撤回を求める被処分者の会/「日の丸・君 が代」不当処分撤回を求める被処分者の会 『キャンパスハラスメント対策ハンドブック』 弁 護士法人飛翔法律事務所/経済産業調査会

国際法

「小寺彰先生論文集」トラスト未来フォーラム 「法律家による難民支援」大川秀史/日本評論社 『日本の労働を世界に問う ILO条約を活かす道』 牛久保秀樹/岩波書店

『判例先例歩外親族法』大塚正之/日本加除出版 『貿易売買契約とリスク対応実務』大貫雅晴/ 同文舘出版

『基本経済条約集第2版』小寺彰/有斐閣

法令集

『COPYRIGHT LAW OF JAPAN』大山幸房 /著作権情報センター

医学書

『感染症診療 update』岩田敏/日本医師会